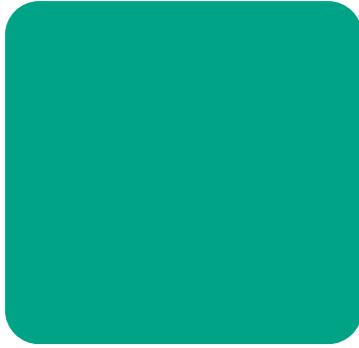




第2次白浜町 長期総合計画



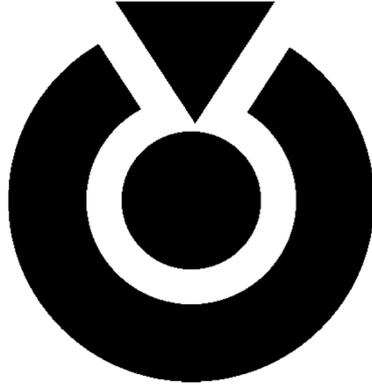
輝きとやすらぎと交流のまち 白浜
～住んでよい、訪れて楽しいふれあいのまちづくり～



平成30年4月
和歌山県 白浜町

白浜町の町章

(平成 18 年 3 月 1 日制定)



白浜町の花木鳥

(平成 18 年 10 月 10 日制定)



町の花「はまゆう」



町の鳥「しらさぎ」



町の木「さくら」

ごあいさつ

我が国におきましては、本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行、広域的な行政ニーズの増大など、地方自治体を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、これまでの行政課題に加え、新たに対応すべき課題が山積しています。

私たちのまち白浜町は、平成 18 年 3 月 1 日に旧白浜町と旧日置川町が合併し、新たにその歩みをスタートさせました。そして、平成 20 年 3 月には「第 1 次白浜町長期総合計画」を策定し、中長期的な視点によるまちづくりを進めて参りました。しかし、本町を取り巻く状況は依然として厳しく、人口減少対策や暮らしの向上のための施策を迅速かつ着実に進めていくことが重要なものとなっています。そのため、限りある財源と人材を有効に活用し、選択と集中による効率的なまちづくりを進めていくことが求められています。



そこで、本町ではこのたび、平成 39 年度を目標年次とする「第 2 次白浜町長期総合計画」を策定しました。10 年後にめざすべき将来像を「輝きとやすらぎと交流のまち 白浜 ～住んでよい、訪れて楽しいふれあいのまちづくり～」として掲げ、この実現に向けた各施策の推進により、みんなが元気な“白浜町”を実現したいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたってご尽力いただきました「白浜町長期総合計画審議会」委員のみなさまをはじめ、アンケート調査への回答やワークショップへの参加など、各方面からご協力をいただきました住民のみなさま、並びに関係者のみなさまに心から御礼申し上げますとともに、計画の実現に向けて、さらなるご理解とご協力を賜りますよう、宜しく願いいたします。

平成 30 年 4 月

白浜町長 井 澗 誠

目 次

第Ⅰ部 序論.....	1
第1章 はじめに.....	2
1 長期総合計画策定の目的・趣旨.....	2
2 長期総合計画の構成・期間.....	2
第2章 白浜町のすがた.....	3
1 位置・地勢等.....	3
2 歴史・沿革.....	3
3 人口・世帯等.....	4
第3章 白浜町を取り巻く社会潮流.....	9
1 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行.....	9
2 安心・安全が確保される社会.....	9
3 経済・雇用環境の変化とグローバル化の進展.....	10
4 高度情報化社会.....	10
5 環境に配慮した社会.....	11
6 地方分権型社会.....	11
第4章 まちづくりの課題と今後の方向性.....	12
1 人口減少・少子高齢化社会への対応.....	12
2 とともに支え合う地域づくり.....	12
3 協働のまちづくりの推進.....	12
4 時代に即した行財政運営の推進.....	13
5 地域産業のさらなる活性化.....	13
6 安心・安全な環境の整備.....	13
7 暮らしやすさの向上.....	14
第Ⅱ部 基本構想.....	15
第1章 めざすべき将来像.....	16
1 まちづくりの理念.....	16
2 まちの将来像.....	17
3 人口の目標.....	18
第2章 まちづくりの基本方向.....	19
1 豊かな心を育むまちづくり【教育・文化】.....	19
2 だれもが健やかに暮らせるまちづくり【健康・福祉】.....	19
3 住民と行政の協働によるまちづくり【協働・行財政】.....	20
4 地域資源を生かした活力あるまちづくり【産業振興】.....	20
5 快適で安心・安全なまちづくり【暮らしの基盤・安心安全】.....	21

第3章 重点プロジェクト	22
1 重点プロジェクトの設定	22
2 重点プロジェクトの展開	22
第4章 計画の推進のために	26
第Ⅲ部 基本計画	27
第1章 豊かな心を育むまちづくり	28
1 生涯学習の推進	28
2 個々が尊重される社会の形成	30
3 学校教育の充実	32
4 家庭教育の充実	35
5 青少年の健全育成	37
6 歴史文化の保存・伝承と芸術文化活動の振興	39
7 生涯スポーツの推進	41
8 国際交流の推進	43
第2章 だれもが健やかに暮らせるまちづくり	45
1 健康づくりの推進	45
2 医療・救急体制の充実	47
3 子育て支援の推進	49
4 高齢者福祉の充実	52
5 障害者福祉の充実	55
6 住民参加による地域福祉の充実	57
第3章 住民と行政の協働によるまちづくり	60
1 協働のまちづくりの推進	60
2 地域コミュニティの活性化	62
3 若者をはじめとする新たな活力の支援	64
4 計画的・効率的な行財政の運営	66
5 広域行政の推進	69
第4章 地域資源を生かした活力あるまちづくり	70
1 観光関連産業の振興	70
2 農林水産業の振興	73
3 商工業の振興	77
4 情報通信産業の振興	79
5 地域産業の活性化	81

第5章 快適で安心・安全なまちづくり	82
1 防災・消防対策の推進	82
2 交通体系及びサービスの整備・充実	85
3 交通安全・防犯等の推進	87
4 住環境の向上	89
5 環境との調和・共存の推進	91
6 上下水道等の整備	95
7 情報通信基盤の活用	98
資料編	101
1 諮問書・答申書	102
2 白浜町長期総合計画審議会設置条例	104
3 白浜町長期総合計画審議会委員名簿	105
4 第2次白浜町長期総合計画策定経過	106
5 町民アンケート調査の実施について	107
6 ワークショップ「白浜“まち”カフェ」の実施について	107
7 用語集	108

＜元号の表記について＞

本文及び表内の年次表記については、和暦により「平成」を用いていますが、平成31（2019）年5月より新元号となる予定です。それ以降においては、新元号に読み替えるものとします。

第 I 部 序論

第1章 はじめに

第2章 白浜町のすがた

第3章 白浜町を取り巻く社会潮流

第4章 まちづくりの課題と今後の方向性

第 1 章 はじめに

1 長期総合計画策定の目的・趣旨

白浜町（以下「本町」という。）は、平成 18 年 3 月 1 日、旧白浜町と旧日置川町の合併により、新たな町としての一步を踏み出しました。そして、中長期的なまちづくりの指針として、平成 20 年度を初年度とする「第 1 次白浜町長期総合計画」を策定し、「輝きとやすらぎと交流のまち 白浜 ～住んでよい、訪れて楽しいふれあいのまちづくり～」をまちの将来像として掲げ、平成 29 年度を目標年度として、その実現に向けたまちづくりに取り組んできました。

しかし、人口減少社会のさらなる進行、経済成長の鈍化、各地で発生する大規模災害など、社会経済を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、複雑多様化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりが求められています。

国においては、平成 23 年 5 月に「地方自治法」が改正され、市町村への基本構想策定の義務づけが撤廃されました。そのため、それぞれの自治体において総合計画のあり方（位置づけ、役割）を自ら設定することが求められています。

これらをふまえ、本町を取り巻く課題を住民と行政の協働及び役割分担により解決し、まちの活力を向上させるとともに、“住みたい” “住み続けたい” “住んでよかった” と感じられる、魅力あふれる「白浜町」を創造するため、「第 2 次白浜町長期総合計画」（以下「本計画」という。）を策定します。加えて、「まちづくりの理念」や、10 年後めざすべき「まちの将来像」といった“まちづくりの目標”を明らかにし、その実現に向けて、住民と行政の共通の指針とします。

2 長期総合計画の構成・期間

本計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成されます。

基本構想は、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間を計画期間とし、まちづくりの理念やまちの将来像を示します。

基本計画は、基本構想と同様に平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間を計画期間とし、基本構想を実現するための施策の内容を示します。

第 2 章 白浜町のすがた

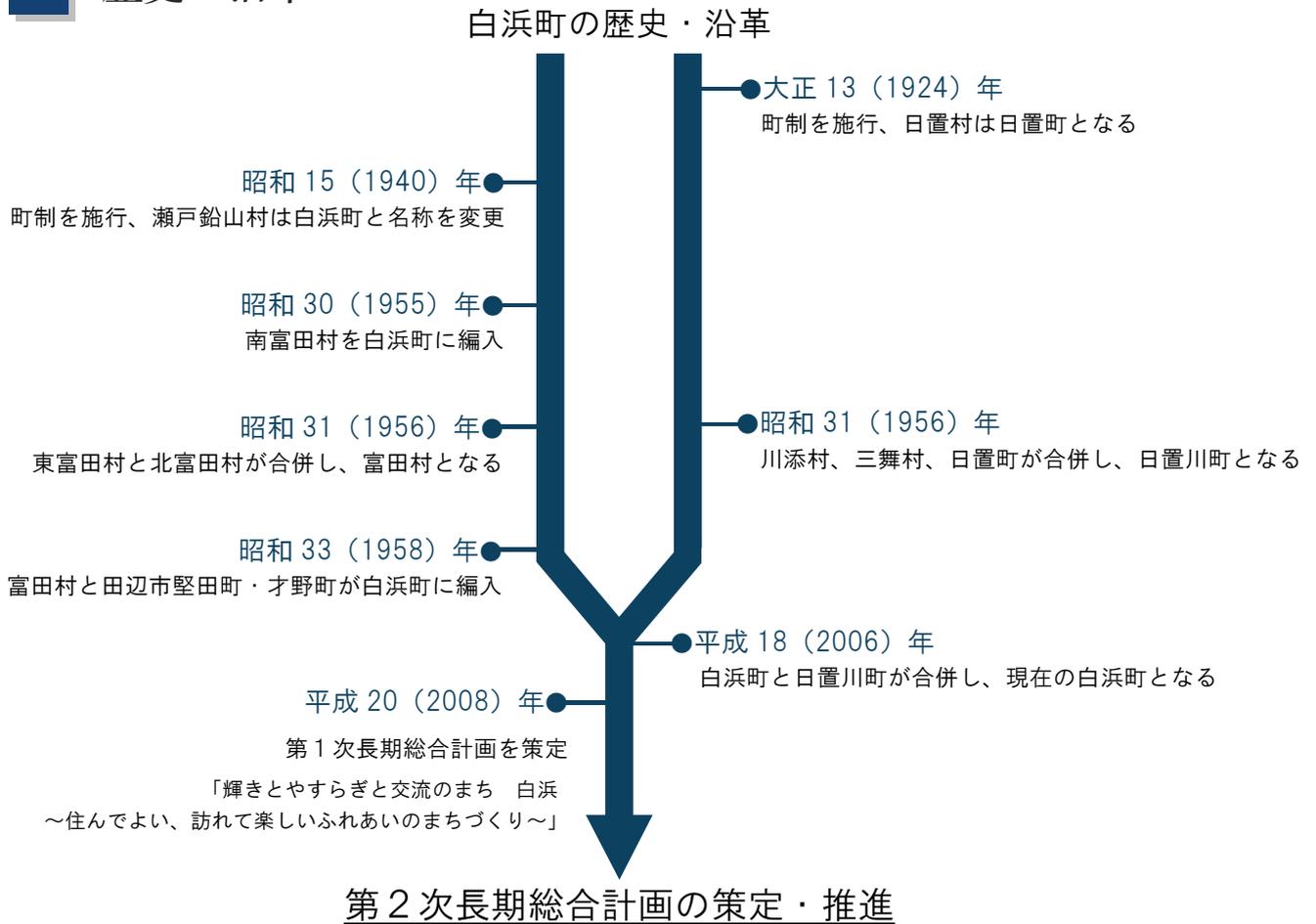
1 位置・地勢等

本町は和歌山県の南部に位置し、大きくは紀伊水道に面した半島地域、富田川下流域及び日置川流域に分かれます。面積は 200.98km² で、県全体の約 4.3% を占めています。また、全体面積の 81.0% を森林が占め、北西の半島部に市街地が形成され、南部では海岸地域まで山地がせまり、海岸、河川流域、谷間部に集落が点在しています。さらに、町域には吉野熊野国立公園、大塔日置川県立自然公園が含まれるなど、海・山・川の豊かな自然環境に恵まれた地域です。

気候は、年間平均気温が 16.7℃、年間降水量は 1,921mm となっており、温暖で過ごしやすいものとなっています。

交通網は、東京方面へ航空路により約 1 時間で結ばれ、京阪神地域へは JR 紀勢本線、一般国道 42 号、近畿自動車道紀勢線などにより約 2～3 時間で結ばれています。また、近畿自動車道紀勢線の延伸により、交通アクセスが向上しました。

2 歴史・沿革



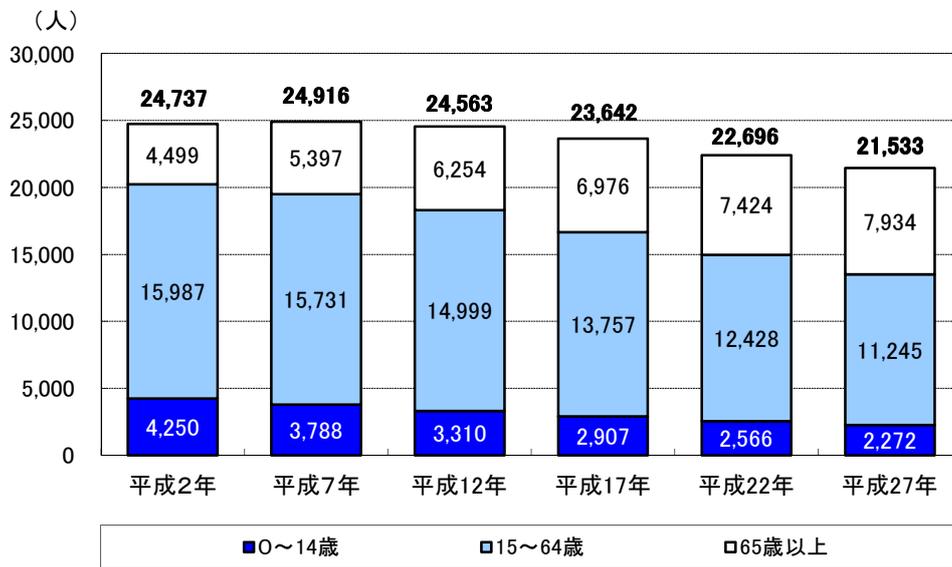
3 人口・世帯等

(1) 人口

本町の総人口は、平成 27 年の国勢調査で 21,533 人となっています。平成 2 年から平成 7 年にかけてわずかに増加しましたが、以降は減少が続いています。また、平成 7 年から平成 27 年にかけての減少率は 13.6% となっています。

年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）はともに減少が続いています。また、高齢化率（人口に占める 65 歳以上人口の割合）は平成 27 年で 37.0% と、およそ 3 人に 1 人が高齢者となっています。

■総人口及び年齢 3 区分別人口の推移

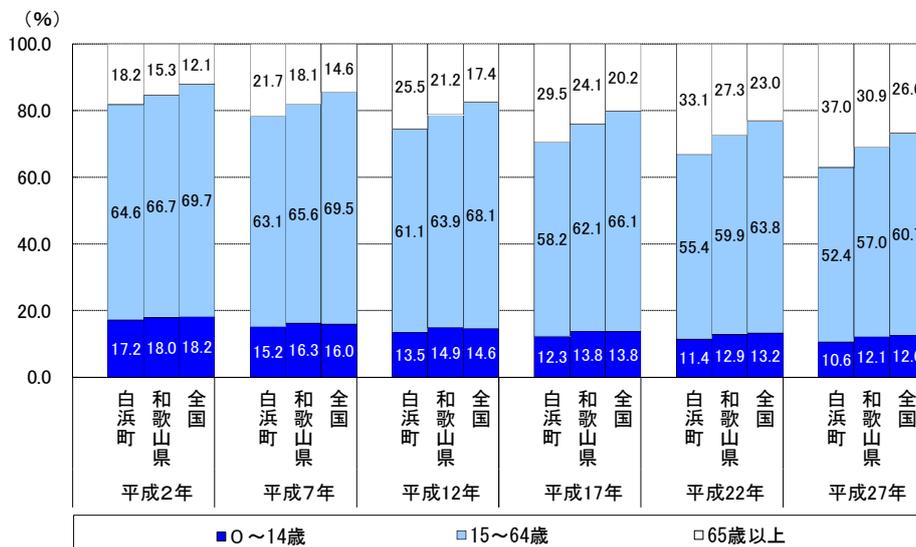


資料：国勢調査

(総数には「年齢不詳」を含むため、合計とは一致しない。)

平成 18 年以前のデータについては、旧白浜町、旧日置川町の数値を合算して比較)

■年齢 3 区分別人口比率の推移及び全国、和歌山県との比較



資料：国勢調査

【参考】旧町別の総人口及び年齢3区分別人口・比率の推移

①旧白浜町

(人、%)

	総数	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
		人口	割合	人口	割合	人口	割合
平成2年	19,243	3,348	17.4	12,648	65.7	3,247	16.9
平成7年	19,731	3,055	15.5	12,732	64.5	3,944	20.0
平成12年	19,722	2,729	13.8	12,322	62.5	4,671	23.7
平成17年	19,206	2,468	12.8	11,444	59.6	5,292	27.6
平成22年	18,808	2,202	11.9	10,546	56.9	5,785	31.2
平成27年	18,123	2,004	11.1	9,693	53.7	6,351	35.2

(総数には「年齢不詳」を含むため、合計とは一致しない。)

②旧日置川町

(人、%)

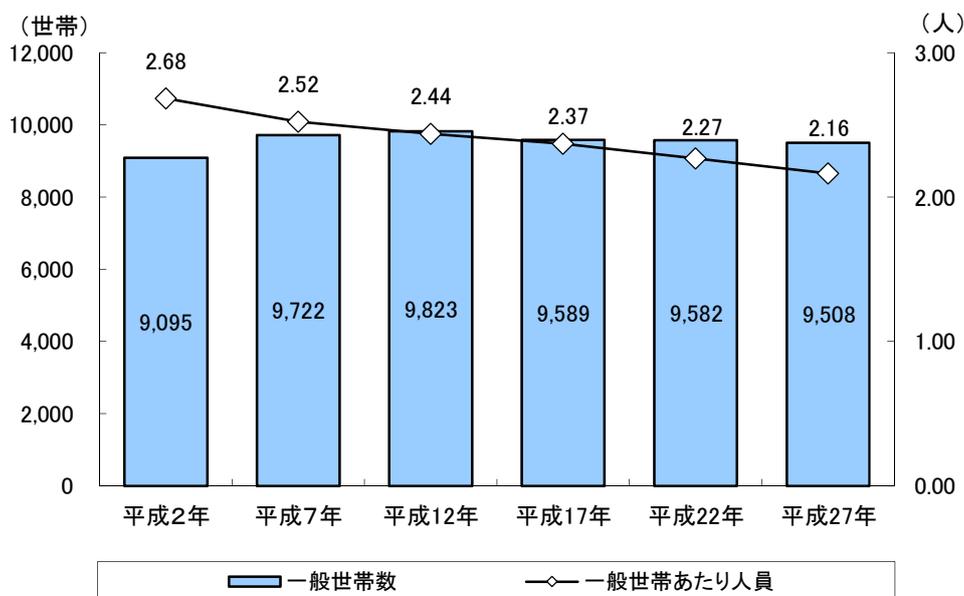
	総数	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
		人口	割合	人口	割合	人口	割合
平成2年	5,494	902	16.4	3,339	60.8	1,252	22.8
平成7年	5,185	733	14.1	2,999	57.8	1,453	28.0
平成12年	4,841	581	12.0	2,677	55.3	1,583	32.7
平成17年	4,436	439	9.9	2,313	52.1	1,684	38.0
平成22年	3,888	364	9.4	1,882	48.4	1,639	42.2
平成27年	3,410	268	7.9	1,552	45.6	1,583	46.5

(総数には「年齢不詳」を含むため、合計とは一致しない。)

(2) 世帯

本町の一般世帯数と一般世帯あたり人員の推移をみると、一般世帯数については平成12年をピークに減少傾向となっています。また、一般世帯あたり人員については平成2年から減少傾向となっています。

■一般世帯数と一般世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

【参考】旧町別の一般世帯数と一般世帯あたり人員の推移

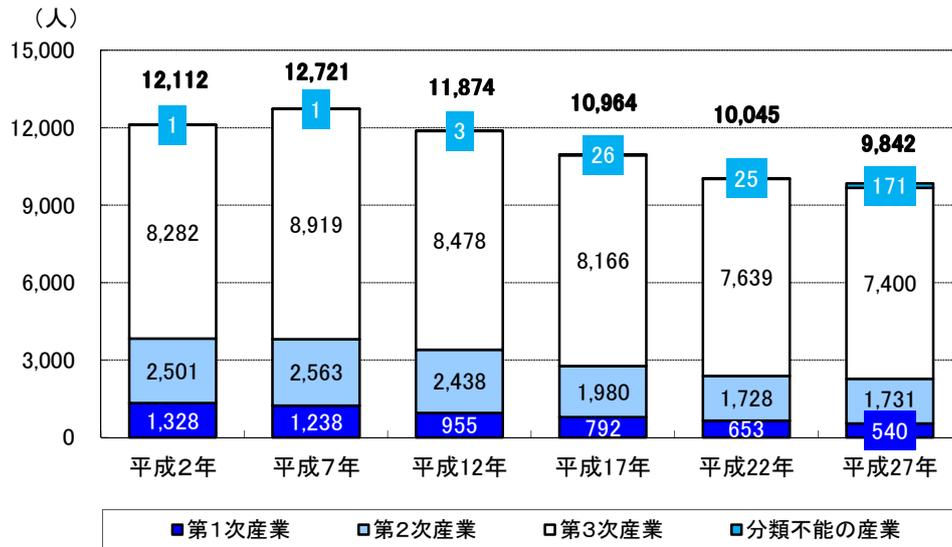
	(世帯/人)			
	旧白浜町		旧日置川町	
	一般世帯数	一般世帯あたり人員	一般世帯数	一般世帯あたり人員
平成2年	7,176	2.64	1,919	2.84
平成7年	7,801	2.48	1,921	2.66
平成12年	7,911	2.42	1,912	2.50
平成17年	7,764	2.37	1,825	2.36
平成22年	7,938	2.27	1,644	2.25
平成27年	8,003	2.17	1,505	2.14

(3) 産業

本町の就業者の数は、平成7年をピークに減少傾向にあります。

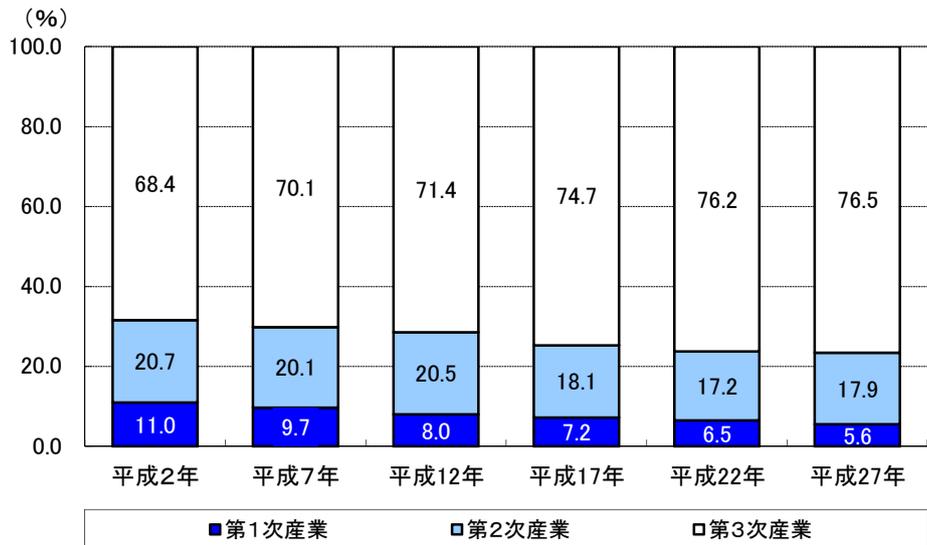
産業別就業者比率の推移をみると、平成2年から平成27年にかけて第1次産業の割合が低下し、第3次産業の割合が増加しています。

■産業別就業者数の推移



資料：国勢調査

■産業別就業者比率の推移

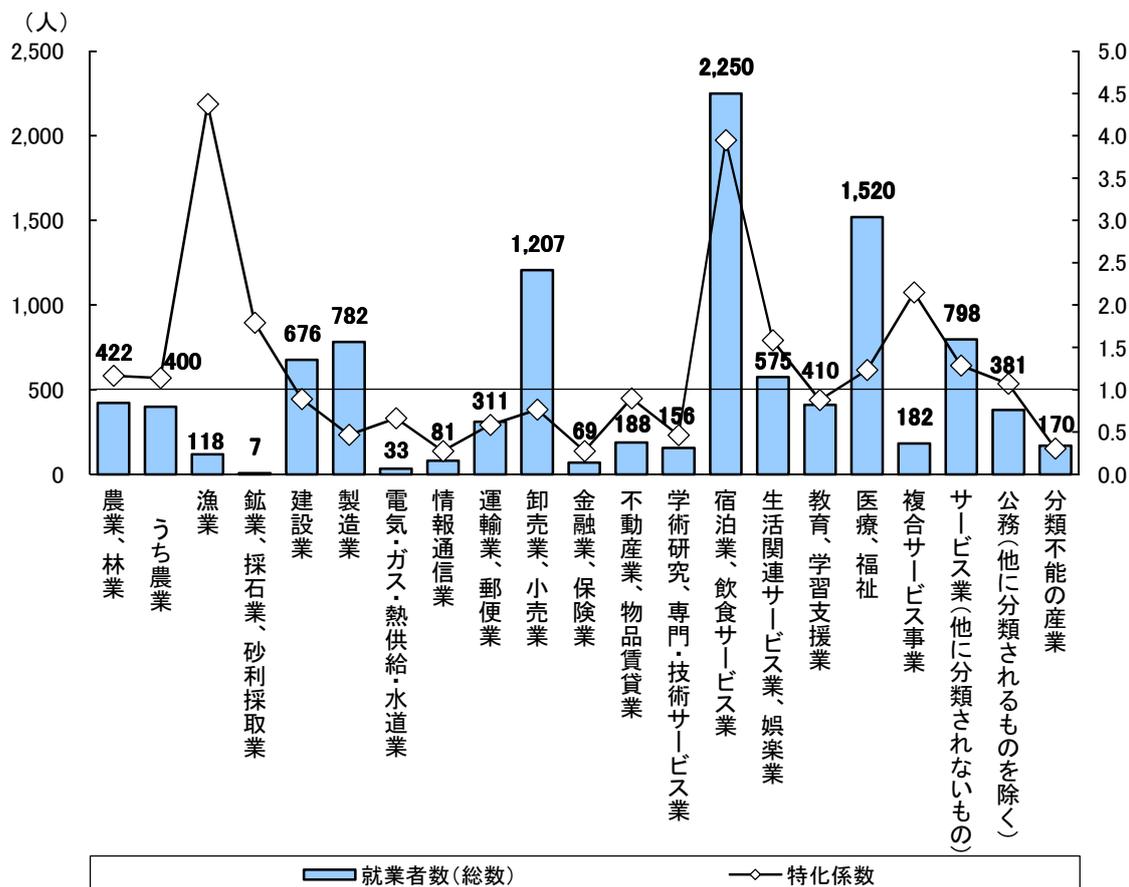


資料：国勢調査

本町における産業別の従業者数については「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」「卸売業、小売業」の順に多くなっています。

特化係数については「漁業」「宿泊業、飲食サービス業」の順に高くなっており、本町の特性をあらわす産業であるといえます。

■産業別従業者数の推移



資料：国勢調査（平成 27 年）

第 3 章 白浜町を取り巻く社会潮流

1 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

日本の人口は減少局面に入っており、平成 27 年の国勢調査では、平成 22 年と比べて 100 万人近い減少となっています。このまま対策を講じずに推移すると、人口は急速に減少することが予測されています。

人口減少は労働力の低下や税収の不足など、社会生活においてさまざまな課題をもたらすことが見込まれます。地域資源を生かしたまちづくりを進める中で、まちへの愛着や誇りを持った住民を増やすなど、人口減少社会に対応した取り組みを進める必要があります。

また、国においては、人口減少に歯止めをかけるため、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出し、活力あふれた地方の創生をめざすことを緊急の課題とした、地方創生の取り組みを推進しています。さらに、高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、生きがいつくりや介護予防対策に取り組むことができる環境整備が求められています。

2 安心・安全が確保される社会

近年、全国各地で局地的な集中豪雨などによる甚大な被害が発生しているほか、国内外で大規模な地震が多発しており、南海トラフ巨大地震の発生も懸念されています。東日本大震災では、津波などにより生活環境そのものが崩壊するという甚大な被害に見舞われたものの、その回復を支援する取り組みや住民同士が協力した支え合い活動が行われています。地域における防災活動の重要性が改めて認識され、地域防災活動への関心が高まっています。

今後、被害を最小化させる「減災」に向け、災害時要援護者に対する支援対策など、行政による取り組みとあわせて、住民や企業をはじめとした地域の各主体が連携して、防災のまちづくりを推進することが求められます。

防犯面では、全国における刑法犯罪の認知件数は平成 14 年をピークに減少傾向にあり、特に、これまで増加し続けていた窃盗犯の件数が大幅に減少しています。検挙率の上昇とあわせ、地域防犯の取り組み強化などがその要因として考えられています。

3 経済・雇用環境の変化とグローバル化の進展

近年、大企業を中心とした企業の収益改善や投資の増加、賃金の上昇など、一部で改善の兆しがうかがえるものの、中小企業における景気回復は、いまだ実感できていない現状です。そのため、今後の持続的な経済成長に向けた、さらなる経済政策の推進が求められます。

完全失業率は、近年では3%台で推移していましたが、現在は3%を切ることもあり、雇用面においては一定の改善がうかがえます。一方で、雇用・就労形態では、契約社員やパート・アルバイトといった非正規雇用者が増加を続けており、労働者の多様なニーズを把握しつつ、安定的な雇用・就労形態の確保が課題とされています。

他方、国際的な貿易・投資の拡大を背景に、資本や労働力の国境を越えた移動が活発になっており、国においても、就労や観光を目的として海外からの来訪者の増加傾向がみられ、その中でもアジア地域からのインバウンドの増加が顕著となっています。

4 高度情報化社会

ICT技術の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化の中で、インターネットやスマートフォンなどの普及等によりSNSの利用者が増加するなど、国民生活、企業活動、行政サービス、社会経済システム等が大きく変化しています。

そのような中、経済成長の低迷や環境問題、人口減少社会の進行など、国内のさまざまな社会的課題の解決方法のひとつとして、ICT技術の利活用の促進に期待が高まっています。

産業立地の分散や就労形態の多様化をはじめ、防災や防犯、医療・介護等のさまざまな分野での活用など、積極的に地域づくりや人的・物的交流の活性化につなげていくことが求められます。

さらに、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆる「モノ」がインターネットにつながり、情報のやり取りとともに、データ化や自動化等が進み、新たな付加価値を生み出す「モノのインターネット」(IoT)の進展も注目されています。

一方で、ICT技術を悪用した犯罪の増加が社会問題化しており、安心・安全に情報通信ネットワークを利用できるよう、対策を講じていくことが求められます。

5 環境に配慮した社会

社会経済活動による環境負荷の増大等により、恵み豊かな自然環境が損なわれるおそれが生じており、自然環境の保護・保全に向けて、行政と住民が協働して活動を行うことが求められています。また、環境負荷の少ない持続可能な経済社会をめざし、4R（リフューズ＝無駄な物は買わない／リペア＝修理して使う、リデュース＝廃棄物を減らす、リユース＝再使用する、リサイクル＝再生利用する）の取り組みなどの推進により、環境に優しい循環型社会を構築することが求められています。

さらに、二酸化炭素等の温室効果ガスが排出されることによる地球温暖化が進行しており、低炭素型の都市・地域構造や社会経済システムの形成が必要です。地球温暖化防止をはじめとする環境問題に対応するためには、社会経済活動のあらゆる局面で環境への負荷を低減していく必要があります。環境問題への配慮が企業・団体の取り組みとして不可欠な要素となっています。

6 地方分権型社会

地方分権型社会を築いていくためには、これまでの行政主導のまちづくりから、住民、団体、企業等と行政の協働によるまちづくりへと転換し、社会経済状況や複雑多様化する住民ニーズに対応していくことが重要となります。

一方で、核家族化の進展により、家庭の孤立や地域力の低下、コミュニティの弱体化が進んでいます。地域社会の担い手確保とあわせて、コミュニティ活動の活性化を図ることが求められています。

そのため、自治組織やNPOなど、地域で活動を行う主体が課題とビジョンを共有し、まちづくりを実践していく「地域経営」の視点が欠かせないものとなります。「地域経営」の視点に基づきつつ、「自助」「共助」「公助」による役割を明らかにするとともに、住民と行政のパートナーシップを強化していく必要があります。

第4章 まちづくりの課題と今後の方向性

1 人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の人口は、平成7年以降減少が続いており、高齢化率についても全国や県を上回っています。人口減少については、このまま続くことが予測されるため、人口減少に歯止めをかけることが大きな課題となっています。

アンケート調査の結果からも、住民の半数以上が人口減少への不安と、まちの活力低下を感じている状況がうかがえます。そのため、子育て環境の充実を図るとともに、地方創生の観点による取り組みを進めるなど、若い世代をはじめとする多様な世代が「住み続けたい」「住んでみたい」と思える、魅力あるまちづくりを進めることが求められます。

2 ともに支え合う地域づくり

高齢化の進展に伴い、本町においては、住民の3人に1人が65歳以上となっています。介護や支援を必要とする人の増加が今後も予測されることから、健康づくりや介護予防、要介護状態の重度化防止の推進とともに、高齢者による自発的な取り組みへの支援、意欲のある高齢者が地域で活躍できるしくみづくりが重要です。さらに、地域のあらゆる住民が生きがいと役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育むとともに、地域における各主体の協働により助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められます。

3 協働のまちづくりの推進

複雑多様化する地域課題・ニーズに対応していくためには、住民や地域団体など多様な主体がまちづくりに関わり、新たな価値やサービスを創出していくことが求められます。

そのため、町政の情報を広く広報・周知しつつ、各主体と行政の連携を強化し、まちの課題やまちづくりの方向性を共有するとともに、お互いの信頼関係を築きながら、協働のまちづくりを進めていく必要があります。

4 時代に即した行財政運営の推進

人口減少に伴う税収の減少や高齢化に伴う社会保障費の増加、公共施設の老朽化など、今まで以上に厳しい行財政運営が見込まれます。時代の変化に柔軟に対応できるまちづくりを進めるためには「選択と集中」による効果的・効率的な行政運営とともに、先端技術を積極的に活用するなど、利便性の高い行政サービスを展開することが重要です。

また、サービスを安定的かつ継続的に提供するためには、財源の確保や公共施設等の計画的な維持管理、外部活力の導入に取り組むなど、持続可能な安定した財政基盤を確立する必要があります。

このほか、町独自では対応できない行政課題の解決に向けては、県や近隣市町、関係機関との連携強化を図ることが求められます。

5 地域産業のさらなる活性化

本町の基幹産業である観光産業は、都市的な観光拠点としての魅力と、豊かな自然の中での体験・交流型の観光資源をあわせ持っています。このような特色を最大限に生かし、連携させることにより、さらなる魅力・価値を創出し、全国的にも世界的にもアピールできるまちづくりを進めることが重要です。また、低迷を続けている農林水産業や商工業の振興とともに、新たな担い手の確保・育成による活性化が求められます。

さらに、本町においては、情報通信産業における企業誘致が進んでおり、全国的にも注目を集めていることから、県との連携による継続的な取り組みとともに、観光産業を中心とした、多様な地域産業との連携が求められます。

6 安心・安全な環境の整備

住民の防災意識の高まりを受け、防災活動の充実など、地域の協働による取り組みの充実が求められます。このほか、観光地としての本町の特性をふまえ、地域住民はもとより、町内外から訪れる観光客を対象としながら、あらゆる被害を想定した総合的な安心・安全の確保が重要となります。

また、全国的に子どもや高齢者などの社会的弱者を狙った犯罪や、スマートフォンやSNSによる犯罪が増加していることから、犯罪の未然防止に向けた取り組みの充実が求められます。

7 暮らしやすさの向上

人口減少や少子高齢化が進む中、利便性の高い住環境の確保、子育て環境の向上、空き家等への対策などが求められており、住民の暮らしやすさの向上や若い世代に選ばれるまちづくりを進めていく必要があります。

また、環境と調和・共存したまちづくりをめざし、環境美化やごみの減量化の推進、循環型社会の構築に向けた取り組みを進めることが重要です。

第Ⅱ部 基本構想

第1章 めざすべき将来像

第2章 まちづくりの基本方向

第3章 重点プロジェクト

第4章 計画の推進のために

第 1 章 めざすべき将来像

1 まちづくりの理念

「まちづくりの理念」は、私たちが白浜町でまちづくりを進めていくうえで、最も大切にしていきたい考え方です。先人が守り、育み、引き継がれてきた貴重な地域資源をもとに、住民と地域、行政等が協働し、それぞれが「まちづくりの担い手」としての役割を発揮することが求められます。

そのことにより、子どもから高齢者、そしてまちを訪れる人が本町に“住みたい”“住み続けたい”“住んでよかった”と感じられるよう、魅力的なまちづくりを進めることが重要です。

1. 『輝き』

それぞれの地域における個性的で魅力的な資源を生かしつつ、さらに磨き上げて町内外へ発信することにより、いっそう光り輝くまちづくりを進めます。

2. 『やすらぎ』

住民同士のふれあいを大切にし、みんなが誇りを持ってまちづくりに取り組むとともに、それらのつながりに、いつでも心地よさを感じることができる、やすらぎのまちづくりを進めます。

3. 『交流』

さまざまな交流や体験、ふれあいを通じて人々が出会い、つながりとともに輪を広げ、人の輪が人を呼ぶ、にぎわいあふれる交流のまちづくりを進めます。

2 まちの将来像

「まちの将来像」は、本町が10年後にめざす“まちのすがた”を示すものであり、これからのまちづくりの象徴となるものです。

全国的に人口減少・少子高齢化が進んでいる中、地方に求められる役割はさらに大きなものとなっています。本町においては、基幹産業である観光産業や発展しつつある情報通信産業、第1次産業などの特色ある地域産業の振興とともに、地域住民が生きがいと役割を持ち、支え合いながら地域コミュニティを育てていくことができるまちづくりが求められています。さらに、住民と行政による協働のまちづくりや、少子高齢化に対応した保健福祉対策、近い将来に発生が危惧されている南海トラフ巨大地震をはじめとする、あらゆる災害を想定した防災対策、懸念される治安悪化への対応、快適な居住環境の構築などが必要となっています。

そのため、それぞれの地域の特色を最大限に発揮し、本町の都市的な利便性と特色ある豊かな自然環境の恵みを生かすことにより、まちがいつそう『輝き』を増していくことをめざします。また、安心・安全な暮らしの実現により、『やすらぎ』を日々感じることを大切にします。さらに、地域や世代を超えて多くの人々が『交流』し、みんなの笑顔があふれ、つながりが広がるまちづくりを進めます。

これら3つをあわせ持ち、あたたかくふれあいのある“白浜町”を実現するため、次のように「まちの将来像」を定めます。

輝きとやすらぎと交流のまち 白浜

～住んでよい、訪れて楽しいふれあいのまちづくり～

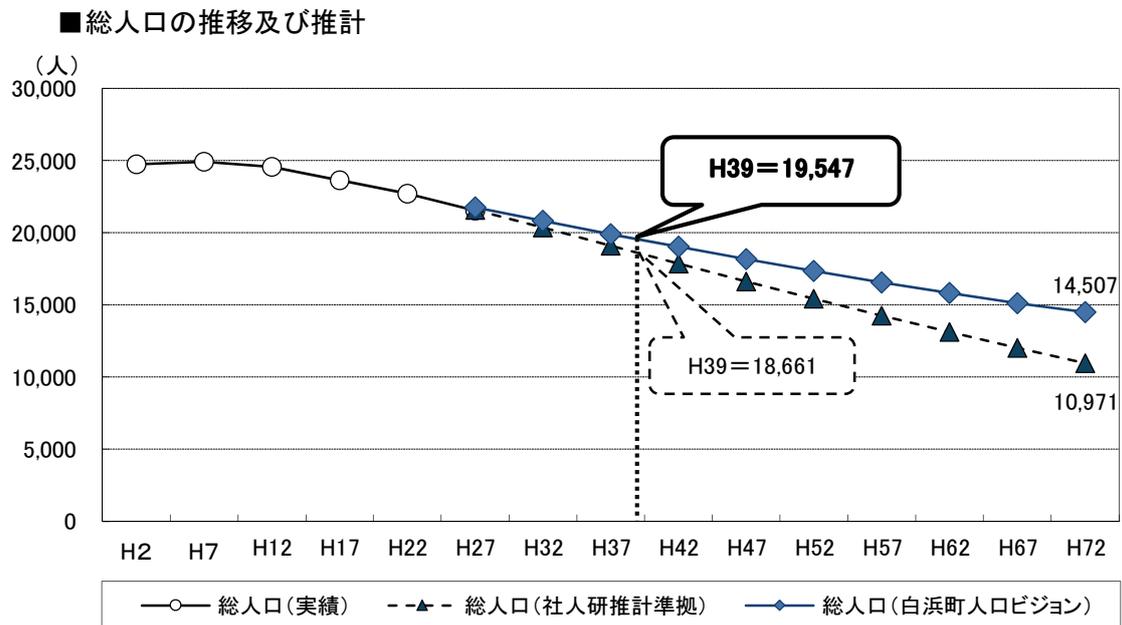
この将来像をめざして、あらゆる分野にわたる取り組みを進めることにより、みんなが元気な“白浜町”を実現します。

3 人口の目標

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成 25 年 3 月に公表した推計では、2060（平成 72）年における本町の人口は 10,971 人になることが予測されています。

これに対して、平成 27 年度に策定した「白浜町人口ビジョン」及び「白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ～住んでよい、訪れて楽しいまち・白浜～」では、人口減少に歯止めをかけ、まちの活力を維持するため、2060 年における目標人口を 14,507 人としています。

これをふまえ、本計画の目標年次である平成 39 年度末における人口の目標は、19,547 人とします。



本計画における人口の目標『平成 39 年度末時点』

19,547 人

第 2 章 まちづくりの基本方向

1 豊かな心を育むまちづくり【教育・文化】

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ◆生涯学習の推進 | ◆青少年の健全育成 |
| ◆個々が尊重される社会の形成 | ◆歴史文化の保存・伝承と芸術文化活動の振興 |
| ◆学校教育の充実 | ◆生涯スポーツの推進 |
| ◆家庭教育の充実 | ◆国際交流の推進 |

「まちづくりの基本は人づくり」という観点による生涯学習を推進するとともに、学校教育や家庭教育の充実、青少年の健全育成に向けた取り組みを進めます。また、本町の特色ある歴史文化の保存・伝承と芸術文化活動の振興を図るとともに、生涯にわたってスポーツを楽しむ環境を構築します。さらに、国際交流を推進するなど、住民一人ひとりの豊かな心を育むまちづくりを進めます。

2 だれもが健やかに暮らせるまちづくり【健康・福祉】

- | | |
|-------------|-----------------|
| ◆健康づくりの推進 | ◆高齢者福祉の充実 |
| ◆医療・救急体制の充実 | ◆障害者福祉の充実 |
| ◆子育て支援の推進 | ◆住民参加による地域福祉の充実 |

本町のだれもが住み慣れた地域で、地域社会の一員として、生きがいと役割を持って暮らし続けることができるよう、「自らの健康は自らが守る」を基本とした健康づくりを推進するとともに、医療・救急体制の充実に努めます。さらに、安心して子どもを産み育てられる環境の充実に努めるなど、健康・福祉の充実したまちづくりを推進します。

3 住民と行政の協働によるまちづくり【協働・行財政】

- ◆協働のまちづくりの推進
- ◆地域コミュニティの活性化
- ◆若者をはじめとする新たな活力の支援
- ◆計画的・効率的な行財政の運営
- ◆広域行政の推進

住民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、積極的な情報発信・共有に努めるとともに、多様な取り組みにおける住民参画を促します。さらに、若者をはじめとする新たな活力への支援を行うことにより、移住・定住を促し、地域の活性化を図ります。また、複雑多様化する住民ニーズに的確に対応するため、計画的かつ効率的な行財政運営に努めつつ、広域行政の推進を図ります。

4 地域資源を生かした活力あるまちづくり【産業振興】

- ◆観光関連産業の振興
- ◆農林水産業の振興
- ◆商工業の振興
- ◆情報通信産業の振興
- ◆地域産業の活性化

本町の基幹産業である観光関連産業の振興に向けた戦略的な取り組みの推進とともに、第1次産業における製品の付加価値化や担い手の確保・育成、地域特性に応じた商工業の振興など、地域資源を最大限に活用した産業振興に取り組みます。さらに、国・県との連携による情報通信産業の振興に向けた取り組みを進めるとともに、町内における各産業の有機的な連携を促進するなど、本町ならではの特色と活力ある地域産業の創出に向けたまちづくりを推進します。

5 快適で安心・安全なまちづくり【暮らしの基盤・安心安全】

- ◆防災・消防対策の推進
- ◆交通体系及びサービスの整備・充実
- ◆交通安全・防犯等の推進
- ◆住環境の向上
- ◆環境との調和・共存の推進
- ◆上下水道等の整備
- ◆情報通信基盤の活用

頻発する自然災害と、それに伴う住民の防災意識の高まりに対応するため、住民と行政の協働による防災・消防対策に取り組みつつ、交通安全・防犯対策の充実に努めます。また、交通体系の維持・向上や交通サービスの充実、住環境の向上を図るなど、快適な暮らしの基盤を整備するとともに、環境との調和・共存を推進するなど、快適で安心・安全なまちづくりを進めます。

第 3 章 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの設定

少子高齢化の進展と本格的な人口減少社会の到来により、本町の財政状況はいっそう厳しさを増すことが予想されます。そのような中、本町がめざす将来像を達成するため、「選択と集中」の観点から重点プロジェクトを設定し、推進することにより、まちづくりの好循環を生み出します。

2 重点プロジェクトの展開

重点プロジェクトの推進にあたっては、「地域づくり」「しごとづくり」「幸せづくり」の3つの視点で取り組むことにより、行政施策の横展開を図ります。

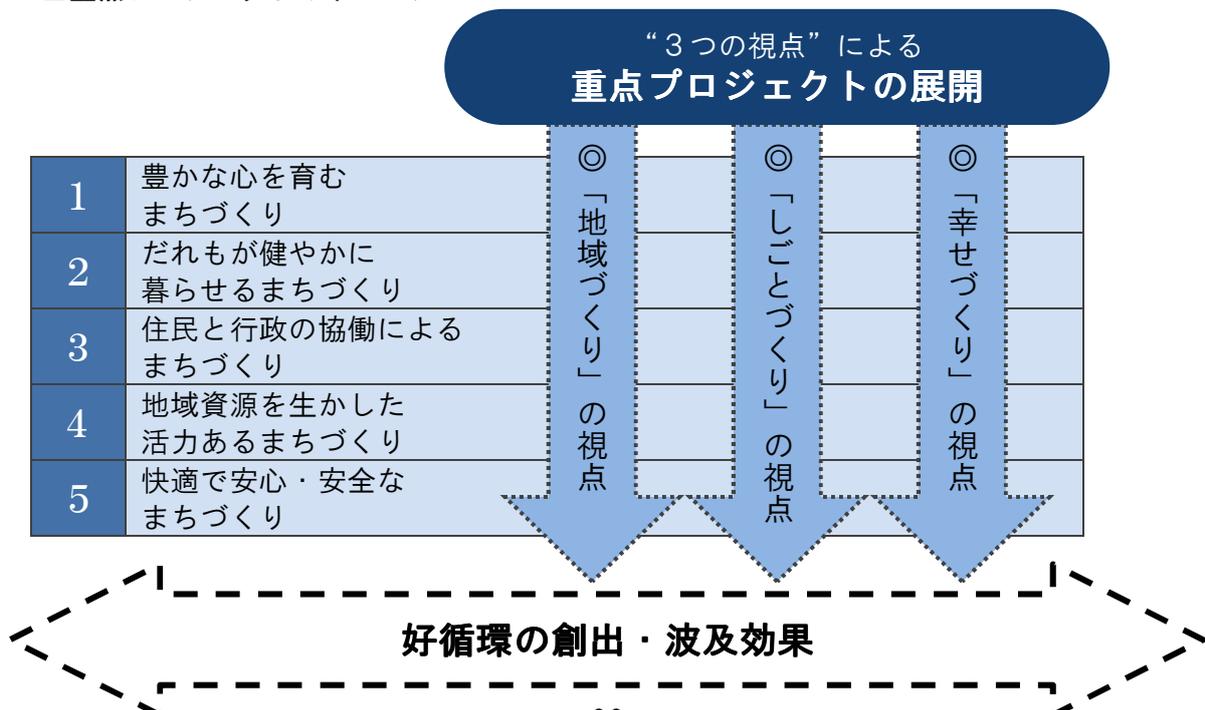
◎「地域づくり」の視点によるまちづくりを展開し、愛着ある地域を創出します。

◎「しごとづくり」の視点によるまちづくりを展開し、人の流れと価値を創出します。

◎「幸せづくり」の視点によるまちづくりを展開し、幸せを感じられるまちを創出します。

これらの取り組みは、それぞれの視点においても好循環を生み出し、さらに3つの視点による取り組みを一体的に進めることで、さらに大きな波及効果を生み出すものと考えます。

■重点プロジェクトのイメージ



プロジェクト1：愛着ある「地域づくり」プロジェクト

住民と行政の協働によるまちづくりを進めるとともに、生涯学習の観点から、住民のライフステージに応じた学習活動を展開し、子どもの教育環境の充実を図るなど、地域への愛着を育み、担い手の育成に努めます。また、移住・定住の推進と、多様な主体のまちづくりへの参画の促進に取り組むことにより、いっそう魅力ある地域づくりを展開し、まちづくりの好循環を創出します。

◆ 協働のまちづくりの推進

協働のまちづくりに向けた気運の醸成に積極的に取り組みつつ、情報発信の充実に努めます。そのことにより、住民の積極的な参画を促すとともに、住民ニーズを行政施策に生かします。

◆ 地域の担い手を育む生涯学習の推進

住民の一人ひとりがライフステージに応じた主体的な学習を進め、自らの能力を高めるとともに、その成果を生かすことができる生涯学習社会の実現に向けて取り組みます。さらに、住民同士のつながりを育み、活力ある地域づくりにつなげることができるよう、担い手を育む観点からの取り組みを進めます。

◆ 子どもの教育環境の充実

次代を担う子どもの主体的な学力を育みつつ、個性や能力を伸ばす教育を推進し、ふるさとを誇りに思う、心豊かで健やかな子どもの育成に向けて、子どもを取り巻く教育環境の充実を図ります。また、移住・定住の促進に向けて、「選ばれるまち」をめざした情報発信に努めます。

◆ 移住・定住等の促進

本町の魅力を町内外に向けて積極的に発信することにより、若い世代をはじめ、幅広い世代に対して移住・定住を促すとともに、出会い・結婚の支援を行います。

プロジェクト2：特色ある「しごとづくり」プロジェクト

本町の主要産業である観光関連産業はもとより、情報通信産業の振興を図るとともに、産品のブランド化及び高付加価値化を推進します。さらに、これら特色ある産業の有機的な連携の促進による「しごとづくり」に積極的に取り組み、本町への人の流れとともに、新たな価値を創出します。

◆ 観光関連産業の振興

観光施策の戦略的な展開による地域経済の好循環を生み出すため、積極的な情報発信を行うとともに、オールシーズンで観光客が訪れることができるしくみづくりを進めるなど、計画的な取り組みを推進し、魅力的な観光地を創出します。

◆ 情報通信産業の振興

「白浜町ITビジネスオフィス」を核とした企業誘致に取り組むとともに、新たな施設の整備促進に努めるなど、情報通信産業の振興を図ることにより、新たな側面から本町の魅力を発揮し、地域の活性化を図ります。

◆ 「白浜ブランド」の構築及び産品の高付加価値化

「白浜ブランド」の構築に向けた多様な取り組みを進めるとともに、本町における第1次産業をはじめとする産品等の高付加価値化を推進します。

◆ 地域産業の有機的な連携

本町のあらゆる地域産業をはじめ、関係機関・団体等の有機的な連携を促し、観光産業を中心とした新たな「しごとづくり」に向けて取り組むとともに、各産業における担い手の確保・育成を図るなど、新たな価値を創出します。

プロジェクト3：みんなの「幸せづくり」プロジェクト

総合的な安心・安全を確保するとともに、次代の担い手である「子ども」を取り巻く環境の充実を図ります。さらに、だれもが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者福祉の充実とともに、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めるなど、本町に関わるだれもが幸せを感じることができるまちを創出します。

◆ 安心・安全の確保

頻発する自然災害や犯罪の深刻化を背景に、住民の安心・安全に対する意識は高まりをみせているため、本町の特性をふまえた防災・消防体制の強化を図るとともに、交通安全・防犯意識を啓発するなど、総合的な視点による安心・安全の確保を推進します。

◆ 子ども・子育て環境の充実

「子どもは地域の宝である」という認識のもと、子どもが健やかに育まれる環境づくりに向けて、地域ぐるみの取り組みを推進するとともに、安心して子どもを産み育てることができる切れ目のない支援体制の構築を進めます。

◆ 高齢者福祉の充実

地域における支え合いを推進しながら、高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の推進に向けて取り組みます。

◆ 地域福祉の推進による地域共生社会の実現

地域で支え合うしくみを幅広いものとしていくため、住民が地域社会の一員として主体的に関わり、生きがいを持っていきいきと、また、安心して暮らすことができるよう、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。

第4章 計画の推進のために

これからのまちづくりは、住民等と行政がまちづくりの目標を共有するとともに、住民等による主体的なまちづくり活動と行政の計画的かつ効率的な行財政運営のいずれもが欠かせないものとなります。また、適切な役割分担による協働を通じて、「めざすべき将来像」の実現に向けて取り組んでいくことが重要です。

そのため、この基本構想に掲げる「まちづくりの基本方向」については、基本計画においてさらに具体化するとともに、計画的かつ効率的な行財政運営により、継続的な取り組みとして推進していきます。

(1) 住民・地域団体等の役割

まちづくりは地域が一体となって取り組むものであり、住民はもちろん、地域団体等もまちづくりを支える重要な担い手です。各主体が担い手意識を共有し、積極的にまちづくりに関わっていくことが大切です。

そのため、広報やホームページ等を通じて本計画を共有するとともに、地域資源や人材の発掘、情報の活用や発信等に積極的に関わり、さまざまなまちづくり活動を展開するなど、主体的に取り組んでいくことが重要です。

(2) 事業者の役割

事業活動を通じて住民や来訪者等に快適なサービスや環境を提供し、地域活力の向上に貢献することが求められます。また、地域人材の登用や自然環境への配慮など、まちづくりへの積極的な参画を進めるとともに、地域や住民、各主体と連携し、地域経済への貢献に努めることが大切です。

(3) 行政の役割

財政基盤の強化や健全な行財政運営はもちろん、地域資源の活用や地域活動への支援が求められます。また、各施策の展開を通じて、多様な主体による自主的な社会的諸活動やまちづくりへの意識を喚起し、地域住民のまちへの愛着と自治意識を育てていく必要があります。

そのため、多様な主体の活動を促し、適切な役割分担による協働を進めるなど、積極的な取り組みが求められます。さらに、「選択と集中」及び「見直しと改善」とともに、「めざすべき将来像」の達成に向け、継続的な取り組みを推進していくことが重要です。

第Ⅲ部 基本計画

- 第1章 豊かな心を育むまちづくり
- 第2章 だれもが健やかに暮らせるまちづくり
- 第3章 住民と行政の協働によるまちづくり
- 第4章 地域資源を生かした活力あるまちづくり
- 第5章 快適で安心・安全なまちづくり

第 1 章 豊かな心を育むまちづくり

1 生涯学習の推進

《基本方針》

住民の一人ひとりがライフステージに応じて主体的に学び、自らの能力を高めるとともに、その成果を生かすことができる機会の充実に努めます。また、住民のつながりを育み、活力ある地域づくりにつなげることができる環境整備を進めます。

《現状と課題》

少子高齢化やグローバル化の進展に伴い、人々の学習ニーズは高度化・多様化し、心の豊かさや生きがい、ゆとりある生活が求められており、生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習機会を享受でき、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の実現が必要とされています。

本町では、「白浜町生涯学習基本方針」に基づき、「まちづくりの基本は人づくり」という観点から、住民一人ひとりが夢と希望を持ち、互いの個性を尊重し、思いやりの心を持ってともに生きる社会の実現をめざした、生涯学習の環境づくりを進めています。今後は、多様な学習ニーズに即した学習テーマやプログラムの開発を進めるとともに、住民一人ひとりが積極的に学習に取り組み、また、その学んだ成果が「地域づくり」や「まちづくり」に還元されるよう、学習環境の整備充実を進めることが重要です。

《施策の体系》

生涯学習の推進	① 学習機会の充実
	② 学習環境の充実
	③ 推進体制の構築
	④ 図書館の充実

《施策の内容》

① 学習機会の充実

- ライフステージに応じた学級・セミナーの開催に努めるとともに、世代間交流を促進するなど、幅広い学習機会の充実を図ります。
- 生涯学習に関する各種講座や教室、サークル等の充実を図るとともに、学習や交流の成果が発表できる機会の確保に努めます。
- 子どもの居場所づくり、体験活動を中心とした多様な交流活動の充実に努めます。

② 学習環境の充実

- 公民館等の既存施設を生涯学習の拠点として充実させ、ネットワーク化に向けて取り組むとともに、管理及び運営の充実、効率的な活用に努めます。
- 地域における生涯学習の拠点づくりに向けた分館活動の充実に取り組みます。

③ 推進体制の構築

- 公民館分館長や主事、生涯学習主事をはじめとするリーダー及び学習グループの育成・確保に努めます。
- 庁内及び官民組織の連携を強化し、生涯学習に関する協議を継続的に行うとともに、学習プログラムの充実に努めます。

④ 図書館の充実

- 住民の多様なニーズに対応すべく、学習環境が充実した図書館の建設を検討するとともに、地域の学習拠点としての内容の充実やネットワーク化を進めます。
- 関係機関・団体との連携を推進し、各種イベントを実施するなど、住民の読書意欲の向上を図ります。

《関連する個別計画等》

- ・ 白浜町生涯学習基本方針
- ・ 白浜町の教育に関する大綱
- ・ 白浜町の生涯学習 [学校教育・社会教育の重点目標等について]
- ・ 白浜町立図書館整備基本構想
- ・ 白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

2 個々が尊重される社会の形成

《基本方針》

地域における社会性と協調性を育むとともに、すべての人々の「個」が尊重され、だれもが分け隔てられることなく、それぞれの個性と能力が発揮され、ともに暮らしていくことができるまちづくりを進めます。

《現状と課題》

性別や世代、障害の有無に関わらず、すべての人々が尊重され、ともにいきいきと暮らすことができる社会の構築が求められています。

本町では、平成 25 年 2 月に「白浜町人権学習推進基本方針」を見直すとともに、町内の公民館単位で生涯学習主事を配置し、関係団体や機関との協働により人権学習・啓発に取り組んでいます。今後も、住民の自主性・主体性を大切にしながら、人権等に関する学習活動に取り組んでいくことが必要です。

また、男女共同参画社会の実現に向けては、「白浜町男女共同参画基本計画」の策定とともに、関係団体や各種女性団体との連携や活動の支援を行っています。今後とも、継続的な取り組みの推進が求められています。

あらゆる機会を捉えた学習や啓発活動を進めつつ、「個」の尊厳が大切にされ、だれもが分け隔てられることのないまちづくりを推進することが必要です。

《施策の体系》

個々が尊重される
社会の形成

① 人権に関する学習・啓発の推進

② 人権に関する活動の展開

③ 男女共同参画社会の実現

《施策の内容》

① 人権に関する学習・啓発の推進

- 講演会やセミナーの実施など、教育分野における人権学習を推進するとともに、あらゆる機会を捉えた情報発信・啓発に取り組みます。
- 住民それぞれの学習段階に応じた課題を的確に捉えつつ、計画的な人権学習を推進します。

② 人権に関する活動の展開

- 人権委員会等との連携による取り組みを進めつつ、講演会等の開催による啓発を行います。また、各種取り組みへの若い世代の参画を促します。
- 人権擁護委員等との連携による相談体制の充実を図るなど、人権についての問題解決に向けた取り組みを進めます。

③ 男女共同参画社会の実現

- 住民や地域、事業者、行政の連携を強化し、男女共同参画社会の実現に向けて、講演会や広報、町ホームページを通じた情報発信を行うなど、計画的な取り組みを推進します。
- 民間団体や各種女性団体との連携を進めるとともに、活動の支援を行います。
- 犯罪等の被害者への人権侵害等について対応すべく、相談体制の充実に努めます。

《関連する個別計画等》

- ・ 白浜町生涯学習基本方針
- ・ 白浜町の教育に関する大綱
- ・ 白浜町の生涯学習 [学校教育・社会教育の重点目標等について]
- ・ 白浜町人権学習推進基本方針
- ・ 白浜町男女共同参画基本計画

3 学校教育の充実

《基本方針》

次代を担う子どもに夢を与えるとともに、ふるさとを誇りに思い、心豊かで健やかな子どもを育成するため、自ら学ぶ意欲を育みつつ、個性や能力を生かす教育を推進します。また、地域の自然や伝統・文化などに関する学習活動の充実を図ります。

《現状と課題》

少子高齢化や高度情報化、グローバル化の進展など、社会の状況がめまぐるしく変化する中で、次代を担う児童生徒が、時代の変化に的確かつ柔軟に対応できる「生きる力」を身につけるためには、その礎となる確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成することが、より重要となっています。

本町では、学校教育の充実に向けて重点目標を毎年度定め、これに基づいた取り組みを進めています。

一方、町内の児童生徒数は減少傾向にあることから、子育て環境の向上のための取り組みや、地域への愛着を育む教育などのさらなる充実が求められます。

《施策の体系》

学校教育の充実	① 特色ある教育の推進
	② 教育環境の充実
	③ 学習指導の充実
	④ 特別支援教育の充実
	⑤ 相談支援体制の充実
	⑥ 健康管理指導・保健体育指導の充実
	⑦ 学校給食の充実

《施策の内容》

① 特色ある教育の推進

- 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成に向け、指導体制の充実及び小中連携を図るとともに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、地域の特性や資源、人材等を生かした特色ある教育及び学校づくりを推進します。
- 児童生徒一人ひとりの個性を生かし、可能性を高める教育のさらなる充実を図ります。
- ALT（外国語指導助手）の配置による外国語教育の充実とともに、郷土学習や体験学習など、総合的な学習能力の向上のための支援を行います。
- 小中学校における進路指導及びキャリア教育の充実に努めます。

② 教育環境の充実

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、創意工夫を生かすとともに、保育園・幼稚園・小学校・中学校等の関係団体との連携による教育活動を展開します。
- 学校施設の耐震対策を含めた整備充実に向け、計画的な取り組みを進めます。
- ICT 機器の整備充実努めるとともに、それらを活用した教育の推進を図ります。
- 児童生徒が減少傾向にある実情をふまえ、より教育環境を充実させるため、学校の統合について、地域や保護者と十分に話し合いを行いながら取り組みを進めます。

③ 学習指導の充実

- 指導方法の工夫改善を推進するため、公開授業や研究授業を充実させるとともに、町教育委員会研究指定校を指定し、研究成果を町内外へ発信します。
- 教職員研修を実施するなど、教職員の指導力向上のための取り組みの充実を図ります。

④ 特別支援教育の充実

- 教育支援委員会を設置し、障がいのある児童生徒に対する、きめ細かなニーズに応じた適切な就学支援を行います。
- 障害の有無に関わらず、可能な限りともに学ぶ教育環境づくり（インクルーシブ教育システムの構築）に向け、支援体制の強化に努めます。
- 児童生徒一人ひとりの実態把握に努め、個に応じた学習活動を展開できるよう、必要な支援を図ります。

⑤ 相談支援体制の充実

- いじめ・不登校問題等に対応するため、心の教室相談員やスクールカウンセラー、教育相談員（ふれあいルーム）等による相談活動の推進を図ります。
- 各課題の解決に向け、必要に応じて関係機関と連携し、ケース会議を行うなど、支援体制の充実に努めます。

⑥ 健康管理指導・保健体育指導の充実

- 学校薬剤師による、学校の環境衛生の検査と、児童生徒の快適な学校環境づくりに向けた指導・助言に努めます。
- 学校医による各種健康診断の実施と、児童生徒の健康の保持増進に努めます。

⑦ 学校給食の充実

- 栄養バランスのとれた学校給食の提供に努めるとともに、県産食材を用いた給食を実施するなど、食育の取り組みを進めます。

《関連する個別計画等》

- ・白浜町生涯学習基本方針
- ・白浜町の教育に関する大綱
- ・白浜町の生涯学習 [学校教育・社会教育の重点目標等について]
- ・白浜町子ども・子育て支援事業計画
- ・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

4 家庭教育の充実

《基本方針》

家庭はすべての教育の出発点であるとの認識に立ち、家庭や学校、地域がそれぞれの役割を十分果たすとともに、地域全体で子どもを育む観点から取り組みを推進し、家庭における教育力の向上をめざします。

《現状と課題》

少子高齢化の進展や核家族世帯の増加など、家庭環境を取り巻く状況の変化に伴い、子育て家庭における子育ての負担は増加傾向にあります。また、家庭教育は、すべての教育の出発点であり、生活習慣や社会的マナー、自制心、自立心などの基本的な資質や能力を育成するうえで重要な役割を担っています。

子どもの健やかな成長と地域ぐるみで子どもを育む地域社会の形成のため、子育てに関する学習機会や相談体制の充実、支援体制の整備が求められます。

《施策の体系》

家庭教育の充実	① 家庭・地域との連携推進
	② 学習機会の充実
	③ 相談体制の充実

《施策の内容》

① 家庭・地域との連携推進

- OPTAをはじめ、町内会や婦人会等との連携をさらに推進します。
- 学校・家庭・地域が協働して取り組む共育コミュニティを推進します。
- 学校行事や学校開放など、地域における交流活動の充実に努めます。
- 学校から地域、地域から学校への互いの要請に応えるため、きのくにコミュニティスクールを導入し、学校と地域をつなぐ体制を強化します。

② 学習機会の充実

○講演会や学習会、保護者会など、保護者が参加する多様な機会を捉えた学習機会の充実を図ります。

③ 相談体制の充実

○家庭教育に不安を抱く親をはじめ、ひとり親家庭などが気軽に悩みを相談できる体制の充実に努めるとともに、適応指導教室(ふれあいルーム)の活動の充実を図ります。

《関連する個別計画等》

- ・ 白浜町生涯学習基本方針
- ・ 白浜町の教育に関する大綱
- ・ 白浜町の生涯学習 [学校教育・社会教育の重点目標等について]

5 青少年の健全育成

《基本方針》

青少年が主体性、創造性、社会性及び豊かな人間性を身につけることができるよう、多様な活動機会の確保に努めるとともに、世代間交流を積極的に推進するなど、郷土への理解と愛着を育みます。

《現状と課題》

青少年を取り巻く社会環境は、情報化の進展や核家族化、少子化などを背景に、多くの課題が生じています。また、少年犯罪が深刻化している状況をふまえ、小学校段階から犯罪防止に関する学習を深めるなど、自尊感情を高めるとともに、危機回避能力などの育成が課題となっています。

今後は、青少年の健全育成と非行化防止を図るため、家庭、学校、地域、関係機関・団体等との連携を進めながら、心豊かにたくましく生きる青少年を育む青少年教育を推進する必要があります。

《施策の体系》

青少年の健全育成	① さまざまな学習・交流活動の推進
	② グループや人材の育成・ネットワーク化
	③ 相談・指導体制の充実

《施策の内容》

① さまざまな学習・交流活動の推進

- 地域間交流や各種教室等の充実を図り、児童館活動を展開するとともに、安心・安全な子どもの居場所づくりを進めます。
- 地域文化や、さまざまな技術の伝承活動を行うとともに、自然とのふれあい活動を推進することにより、郷土への理解と愛着を育みます。

② グループや人材の育成・ネットワーク化

- 青少年団体の活動支援を行うなど、主体的な取り組みを促進するとともに、地域活動連絡協議会（親子クラブ等）活動の育成を図ります。
- 自主的な子育てネットワークの構築を進めるとともに、リーダーの育成に努めます。

③ 相談・指導体制の充実

- 指導者の資質向上に向けた研修機会の拡充と、さまざまなケースに対応し、適切に解決できる相談・指導体制の充実を図るとともに、青少年センター活動の展開を進めます。

《関連する個別計画等》

- ・白浜町生涯学習基本方針
- ・白浜町の教育に関する大綱
- ・白浜町の生涯学習 [学校教育・社会教育の重点目標等について]
- ・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

《基本方針》

世界遺産「熊野古道大辺路」をはじめとする、貴重な歴史的・文化的遺産の保存・整備を推進し、住民や来訪者の保護意識の高揚に向けて取り組むとともに、その活用に努めます。また、個性豊かで文化薫る地域社会をめざした取り組みを推進します。

《現状と課題》

社会の成熟化が進み、生きがいや心の豊かさが求められるとともに、ライフスタイルが多様化している中であって、文化や芸術が担う役割は大きなものとなっています。

本町には、古代から中世・近世・近代に至る長い歴史の中で、先人から受け継いできた文化財等が数多く残っています。こうした長い歴史の中で培ってきた文化を守り育てることや新しい文化を創造することは、自分たちの住む地域のすばらしさを改めて認識し、郷土への誇りを持つことにつながります。

今後とも、郷土の歴史の再発見と地域に残された貴重な文化遺産、伝統文化、民俗芸能等の保護・保存・活用を積極的に行い、その適切な活用を進めていくことが求められます。

《施策の体系》

歴史文化の保存・伝承 と芸術文化活動の 振興	① 文化遺産の保存・活用
	② 芸術文化の振興と交流
	③ 町にゆかりある偉人の顕彰
	④ グループや人材の育成

《施策の内容》

① 文化遺産の保存・活用

- 文化財の指定・保護を行うなど、貴重な文化遺産の保全活動を展開するとともに、調査・研究を進め、そのネットワーク化に努めます。
- 世界遺産「熊野古道大辺路」富田坂・仏坂の保全に努めるとともに、適切な活用を図ります。
- 安宅荘中世城郭群の国史跡指定に向けた取り組みを推進します。

② 芸術文化の振興と交流

○美術展覧会や講演会を開催するなど、町内外の芸術文化の振興と交流を促進します。

③ 町にゆかりある偉人の顕彰

○南方熊楠や小山肆成、鈴木七右衛門重秋など、町にゆかりのある偉人たちの業績や郷土の歴史に関する学習・伝承に向けた活動を展開します。

④ グループや人材の育成

○地域の歴史や文化水準の向上に寄与するグループや人材の育成を行います。

《関連する個別計画等》

- ・ 白浜町生涯学習基本方針
- ・ 白浜町の教育に関する大綱
- ・ 白浜町の生涯学習 [学校教育・社会教育の重点目標等について]

7 生涯スポーツの推進

《基本方針》

住民それぞれの体力や年齢に応じた健康づくりやスポーツに親しむことができる、生涯スポーツ活動の普及を進めるとともに、関係団体との連携による各種イベントを企画・開催するなど、スポーツ活動の振興に努めます。

《現状と課題》

自由時間の増大や健康への関心の高まりなどを背景に、競技スポーツから心身のリフレッシュ、体力づくりや仲間づくりなど、住民のスポーツに対する目的や活動内容は多様化しています。

本町では、住民生活の中に体育・スポーツ活動を定着させ、健康の増進と体力の向上を図るとともに、楽しいコミュニティの場を形成するための生涯スポーツ活動の普及を進めています。また、住民ニーズに対応した各種スポーツ教室・大会などの多様な機会の提供や各種スポーツ団体・グループの育成と支援体制の充実、スポーツ施設の利用促進や機能の充実に努めています。さらに、平成 27 年に開催された「紀の国わかやま国体」を契機として、白浜町テニスコートが拡大されるなど、本町のスポーツを取り巻く環境は良好なものとなっています。

今後は、より多くの住民が気軽に楽しみながら健康づくりができるよう、生涯スポーツの機会や場、指導体制の充実が求められています。

《施策の体系》

生涯スポーツの推進

- ① スポーツ活動の充実
- ② グループや人材の育成と指導体制の充実
- ③ 環境の整備

《施策の内容》

① スポーツ活動の充実

- 子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた、生涯にわたるスポーツ活動を推進し、気軽にスポーツに親しむ機会の拡充を図ります。
- 各種スポーツ教室や競技大会など、スポーツに取り組むことができる多様な機会の提供に努めます。
- 総合型地域スポーツクラブとの連携により、活動機会の充実を図ります。

② グループや人材の育成と指導体制の充実

- 生涯スポーツの普及・振興を図るため、各種スポーツ団体の育成・支援に努めます。
- スポーツ推進委員の研修や、地域で活動しているグループのリーダーや専門的技術を持った指導者の育成・確保に努めます。

③ 環境の整備

- スポーツ活動の拠点となる体育館やグラウンドなどのスポーツ施設の整備充実を図るなど、スポーツに気軽に取り組める環境の整備に努めます。

《関連する個別計画等》

- ・ 白浜町生涯学習基本方針
- ・ 白浜町の教育に関する大綱
- ・ 白浜町の生涯学習 [学校教育・社会教育の重点目標等について]
- ・ 白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

8 国際交流の推進

《基本方針》

グローバル化の進展に伴い、国際感覚に優れた人づくりやまちづくり、国際性に富んだ地域社会の創造に向けた取り組みを推進します。

《現状と課題》

社会経済や文化のグローバル化の進展に伴い、人々の国際感覚の醸成や異文化交流など、国際理解や国際交流の推進に向けた取り組みが求められています。

本町では、平成12年にアメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市と、平成21年に大韓民国果川（クワチョン）市と、平成29年に大韓民国泰安（テアン）郡と友好都市提携を結び、連携によるさまざまな取り組みを推進しています。今後とも良好な関係を築きつつ、グローバルな視点での国際交流の充実を進めるとともに、国際性豊かな人材を育みながら、関係団体等との連携を図っていくことが求められます。

《施策の体系》

国際交流の推進

① 人材の育成

② 連携・交流の充実

《施策の内容》

① 人材の育成

○学校教育におけるALTの活用や情報教育の推進とともに、各種関係団体等と連携した取り組みの推進により、グローバル社会に貢献できる、心豊かな人材を育成します。

② 連携・交流の充実

○白浜国際交流協会をはじめとする関係団体等との連携やリーダーの育成を進めるなど、国際交流体制の充実・推進に努めます。

○友好都市提携を結んでいるアメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市、大韓民国果川（クワ
チョン）市、大韓民国泰安（テアン）郡との連携のもと、継続的な国際交流の取り組
みを進めます。

《関連する個別計画等》

- ・ 白浜町生涯学習基本方針
- ・ 白浜町の教育に関する大綱
- ・ 白浜町の生涯学習 [学校教育・社会教育の重点目標等について]
- ・ 白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第 2 章 だれもが健やかに暮らせるまちづくり

1 健康づくりの推進

《基本方針》

住民の健康意識や知識を維持・向上させるとともに、生活習慣病の予防や治療に個人が継続的に取り組めるよう普及・啓発を進めます。

また、健康診査や各種がん検診の受診率向上に努め、住民の健康維持・増進を図るなど、健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進します。

《現状と課題》

我が国では、医療技術の進歩や生活環境等の改善により平均寿命が延伸し、世界有数の長寿社会となった一方で、食生活の変化や運動不足等による、がん、糖尿病、循環器疾患等の生活習慣病や、高齢化の進展に伴い、認知症、要介護状態等となる人が増加しており、その予防が大きな課題となっています。

このような中、国においては、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まですべての国民がともに支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じ、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、「21 世紀における第 2 次国民健康づくり運動（健康日本 21（第 2 次））」を推進しています。

本町においては、中央保健センターを拠点として、「自らの健康は自らが守る」を基本に、母子保健から老人保健まで一貫した健康管理事業を展開しています。また、医師会や歯科医師会、関係機関等の協力を得て、生活習慣病や認知症等の予防のため、基本健診や健康教育、健康相談、訪問相談に取り組んでいます。

さらに、健康診査や各種がん検診の実施により、生活習慣病や各種がんの予防、早期発見・早期治療へとつなげ、健診結果に基づく保健指導・栄養指導を行っています。

《施策の体系》

健康づくりの推進

① 健康づくり体制の充実

② 疾病の早期発見・予防

③ 母子保健の充実

《施策の内容》

① 健康づくり体制の充実

- 地域住民を対象とした健康教育の内容充実とともに、健康教室やウォーキングに関する取り組みを推進するなど、地域における健康づくりの普及・啓発に努めます。
- 保健センター等の機能強化に向けて、継続的に取り組みます。

② 疾病の早期発見・予防

- 健康診査や各種がん検診の受診率向上に向けた情報発信に努めるなど、継続的な働きかけを進めます。
- 健診結果に基づいた保健指導及び栄養指導の充実に向け、継続的に取り組みます。
- メタボリックシンドロームの改善に焦点を当てた特定健康診査・特定保健指導の充実に向け、計画的な取り組みを進めます。
- 定期予防接種の接種率向上をめざし、継続的な接種勧奨に取り組みます。

③ 母子保健の充実

- 妊産婦から乳幼児期までの一貫した健康づくりを推進するため、総合的な母子保健サービスのさらなる充実を図るとともに、母子保健推進員による地域活動の充実に取り組みます。
- 不妊治療費の助成制度の充実を図ります。

《関連する個別計画等》

- ・ 白浜町地域福祉計画
- ・ 白浜町子ども・子育て支援事業計画

2 医療・救急体制の充実

《基本方針》

本町の中核病院である白浜はまゆう病院、町内の各診療所や隣接する高次医療機関等との連携強化と救急・応急手当の普及・啓発を図るとともに、救急・救助体制の充実に向けた取り組みを進めるなど、住民が安心できる医療・救急体制の構築に努めます。

《現状と課題》

国民健康保険制度は、国の医療保険の中核として、地域住民の健康増進と地域医療の向上に重要な役割を果たしてきました。近年、医療の高度化等に伴う医療費の増加や、加入割合の高まりにより、国民健康保険財政は厳しい状況にあります。

本町では、このような状況の中、国民健康保険財政の健全化や適正な事業運営に取り組むとともに、国保人間ドックやウォーキング事業などの保健事業の充実に努めてきました。

町内の公的医療機関としては「白浜はまゆう病院」があり、多くの診療科目を有するとともに最新設備が数多く設置されており、町の中核病院としての機能を果たしています。

また、紀南地域の中核病院としては、公的医療機関である紀南病院、独立行政法人南和歌山医療センターがあります。本町は、周辺4市町（田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町）で構成する一部事務組合である公立紀南病院組合に加入しており、周辺市町と共同で紀南病院の経営管理を行っています。

さらに、独立行政法人南和歌山医療センターでは、ドクターカーの運用や同センター敷地内にヘリ離着陸場が設置されるとともに、救急指導医を中心とした救急隊の技術向上に取り組むなど、紀南地域の救急医療体制はいっそう充実したものとなっています。

本町での救急・救助出動件数は年々増加傾向にあり、観光地という土地柄、当地域の救急出動件数の約4割は住民以外の傷病者となっており、海外からの来訪者も増えていきます。このような状況に対応すべく、4隊の救急隊を配置するとともに、計画的な救急救命士や潜水士の育成に取り組むなど、救急・救助技術の向上に取り組んでいます。

このほか、地域住民に対しては、救急の日や火災予防運動などの機会を捉え、応急手当の普及・啓発に取り組んでいます。その結果、救命講習の受講者も年々増加し、救急現場に居合わせた人による心肺蘇生も増加しており、今後も、これまで以上に受講機会の提供と受講済者の技術維持に取り組んでいく必要があります。

《施策の体系》

医療・救急体制の充実	① 医療体制・環境の充実
	② 救急・応急手当の普及・啓発
	③ 救急・救助体制の充実

《施策の内容》

① 医療体制・環境の充実

- 患者の利便性の向上に向けて、電子カルテシステムの活用に努めます。
- 白浜はまゆう病院、白浜町国保直営診療所の機能充実に向けた取り組みを進めます。
- 紀南病院をはじめ、隣接する高次医療機関等との連携強化を推進します。

② 救急・応急手当の普及・啓発

- 広報やイベント、町ホームページなど、さまざまな機会を捉えて、住民に対する応急手当指導の受講機会の提供及び受講済者の技術維持に向けた取り組みを進めます。
- 学校や保育所など、公共施設等における AED の維持・管理等に努めます。

③ 救急・救助体制の充実

- 救急救命士の育成と救助技術の向上に向け、計画的かつ継続的な取り組みを進めます。
- 高速道路の延伸に伴う救急・救助出動の増加や、多種多様な出動に対応できる人員の育成・配置に努めます。
- 救急車両の計画的な更新と資機材の整備充実に努めます。

《関連する個別計画等》

・白浜町地域福祉計画

3 子育て支援の推進

《基本方針》

地域での積極的な交流や相談体制の強化など、地域ぐるみの子育てを推進するとともに、妊産婦から乳幼児、児童生徒までの切れ目のない子育て支援体制の充実に努めます。また、複雑化する家庭環境に応じてきめ細かな対策を推進し、本町での子育てを総合的に支援します。

《現状と課題》

核家族化の進行や出産・子育てに対する価値観の多様化、子どもの貧困問題の表面化など、子どもを取り巻く環境の変化に対応した子育て支援が求められています。

本町では、平成 27 年 3 月に、子ども・子育て支援法及び改正次世代育成支援対策推進法の施行を受け、「白浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画に基づき、保護者に対する子育て相談や情報提供を各保育園で行うなど、地域に密着した取り組みを進めています。また、核家族化や共働き家庭の増加に伴い、保育に対する住民ニーズが多様化していることから、延長保育をはじめ、一時保育や障がい児保育などの実施による対応を進めています。今後は、受け入れ体制のさらなる整備とともに、保育の質と量の充実に努める必要があります。

さらに、妊娠に関することや乳幼児期から思春期に至るまでの子育て全般に関することについての相談窓口を開設し、関係機関と連携して子育て支援を行うとともに、乳幼児健診などの機会を通じて、月齢ごとの子どもの発達状況の把握と、栄養面など子育てに関する支援を行っています。加えて、子育て家庭への経済的な支援については、児童手当や児童扶養手当の給付とともに、子ども医療費やひとり親医療費の助成も行っていきます。

《施策の体系》

子育て支援の推進	① 地域ぐるみの子育ての推進
	② 切れ目のない子育て支援体制の充実
	③ 充実した子育て環境の構築
	④ 食育の推進と望ましい生活習慣の定着

《施策の内容》

① 地域ぐるみの子育ての推進

- 定期的な訪問や身近な交流の場の提供を行うなど、地域ぐるみの子育て支援に取り組むとともに、子育てに関する情報のきめ細かな提供に努めます。また、子育て相談総合窓口の設置に努めます。
- 親が子どもに向き合い、地域が親子を見守り、応援する地域づくりへの理解・啓発に向けた取り組みを継続的に進めます。
- 「おもちゃボランティア」や「教育ボランティア」など、地域と連携した活動や、地域社会が子どもを育む活動の充実に向けて、継続的に取り組みます。

② 切れ目のない子育て支援体制の充実

- 多様化する保育ニーズに応じた受け入れ体制を確保するとともに、質の高い教育・保育サービスの提供に努めます。
- 時代の流れに即応した、子育て家庭への経済的な支援の充実に努めます。

③ 充実した子育て環境の構築

- 保育内容、保育施設機能の充実に向けた取り組みを計画的に進めます。
- 子どもがのびのびと遊べる場の確保とともに、子どもを連れて外出しやすく、暮らしやすい環境に向けた取り組みを継続的に進めます。
- 子どもが直面する心の問題や児童虐待、生活不安など、複雑な問題を抱える家庭への対応をきめ細かに行うため、各関係機関との連携を強化しつつ、継続的な支援に努めます。
- ひとり親家庭が経済的な基盤を確保し、安心して子育てができるよう、情報提供等を通じて就業による自立を促すとともに、子育て・生活支援の強化や子どもへの相談・学習支援を進めます。
- 学校教育と保健福祉分野、地域自立支援協議会などの関係機関と連携し、特別支援教育を進めるなど、支援が必要な子どもの成長と自立を継続的に推進します。

④ 食育の推進と望ましい生活習慣の定着

- 子どもの発育・成長段階に応じて、望ましい食習慣や生活習慣の定着を図るとともに、保護者が健康を保持・増進できるよう、生活習慣病の予防など適切な食事・運動・睡眠等についての啓発を進めます。
- 家庭における食生活の重要性や乳幼児期からの望ましい食習慣の定着に向けた啓発を進めます。

《関連する個別計画等》

- ・ 白浜町地域福祉計画
- ・ 白浜町子ども・子育て支援事業計画
- ・ 白浜町障害者計画
- ・ 白浜町障害福祉計画・障害児福祉計画
- ・ 白浜町介護保険事業計画及び老人福祉計画
- ・ 白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

4 高齢者福祉の充実

《基本方針》

地域での支え合いを推進しながら、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて取り組むなど、高齢者福祉の充実に図ります。

《現状と課題》

介護保険制度は、平成 12 年度の創設時からサービス利用者が 3 倍を超え、介護を必要とする高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。その一方で、2025（平成 37）年には、いわゆる団塊の世代がすべて 75 歳以上となり、高齢化のさらなる進展が見込まれています。

本町における 65 歳以上の人口は 7,934 人（平成 27 年国勢調査）、高齢化率は 37.0% と、3 人に 1 人が高齢者であるとともに、全国平均（26.6%）や県平均（30.9%）を上回る水準となっています。また、同時に進行している核家族化により、高齢者夫婦のみの世帯や高齢者の単身世帯も増加を続けています。

このような状況の中、本町では、平成 30 年 3 月に「第 7 期介護保険事業計画及び老人福祉計画」を策定し、地域包括ケアシステムの推進とともに、高齢者が住み慣れた地域や居宅で、健康寿命を延ばしつつ、生きがいを持って元気に暮らし続けることができるまちづくりを進めています。引き続き、中長期的な視点による、継続的な取り組みが求められます。

《施策の体系》

高齢者福祉の充実	① 健康づくりと介護予防の推進
	② 安心して暮らせる環境の整備
	③ 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み
	④ 地域における自立した日常生活の支援
	⑤ 介護保険事業の適正運営
	⑥ 生きがいづくりと社会参加の促進

《施策の内容》

① 健康づくりと介護予防の推進

- 町内の各種団体等との連携を強化し、高齢者の主体的な健康づくりと生活習慣病等の発症及び重症化予防に向けた取り組みを推進します。
- 心身機能の改善を目的とした機能回復訓練に偏ることなく、介護予防事業参加後の活動的な状態の維持や社会参加の視点をふまえた介護予防事業を推進します。

② 安心して暮らせる環境の整備

- 移動手段や食事といった生活支援に加え、介護者であるその家族等の負担軽減にも配慮した福祉サービス等の充実を図ります。
- 各地域での地域福祉活動を促すとともに、住民がともに助け合い、支え合う環境づくりや新たなボランティアの発掘・育成、活動の活性化を図ります。
- 地域住民や民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。
- 災害や緊急時の支援体制及び防犯体制の確立に向けて、自治会・自主防災組織等を中心とした災害時の助け合いのしくみづくりとともに、犯罪被害に遭うことのないよう、地域安全情報や消費生活情報について広く周知を図るなど、地域ぐるみの防犯対策を講じます。
- 高齢者の住まいのあり方について検討するとともに、福祉施設や介護保険施設等との連携による適切なサービス提供に努めるなど、安心して居住できる環境づくりを進めます。

③ 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

- 地域包括支援センターにおける業務内容や運営体制の検討とともに、専門性の確保や職員の適正配置に努めるなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた機能強化を図ります。
- 医療ニーズの高い方や、重度の要介護者が安心して在宅生活を送ることができるよう、田辺圏域在宅医療・介護連携支援センターが拠点となり、在宅医療・介護連携を推進します。
- 認知症の方を地域で支える体制づくりに向けた取り組みを推進します。

④ 地域における自立した日常生活の支援

- 調理や買い物、掃除などの生活支援の確保や効果的な介護予防を推進するため、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体による多様なサービスを充実させ、地域における効率的・効果的な支え合いの体制づくりを進めます。
- 協議体の設置及び生活支援コーディネーターを配置し、双方が補完し合いながら、地域ごとのニーズや資源の把握、新たな資源の開発、関係者のネットワークづくりなどを推進し、高齢者の生活がより豊かになるような体制づくりを行います。

⑤ 介護保険事業の適正運営

- 介護保険制度の周知や要介護認定の適正化を推進し、適正な介護保険事業の運営に努めます。
- 国保連合会の給付費適正化システムを活用し、給付費の縦覧点検などの充実を図るとともに、定期的なケアプランチェックを実施するなど、適正な介護保険サービスの提供に努めます。

⑥ 生きがいづくりと社会参加の促進

- 学習機会の充実や生涯学習への参加促進を図るとともに、社会教育活動を通じた生涯スポーツを推進するなど、高齢者の積極的な活動を促します。
- 交通安全や子どもの見守りパトロール、趣味・文化・芸能などのサークル活動など、さまざまな活動への参加促進を図るなど、高齢者が生きがいを持って心豊かに暮らせる社会の実現をめざした取り組みを進めます。
- シルバー人材センターの積極的な事業展開を図り、高齢者の就労機会と場の創出・確保に努めるなどの継続的な支援を進めるとともに、高齢者が働きやすい職場環境づくりに向けて、民間事業者への啓発を行います。

《関連する個別計画等》

- ・白浜町地域福祉計画
- ・白浜町介護保険事業計画及び老人福祉計画
- ・白浜町障害者計画
- ・白浜町障害福祉計画・障害児福祉計画
- ・白浜町子ども・子育て支援事業計画
- ・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

5 障害者福祉の充実

《基本方針》

障がいのある人が生きがいを持って、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、日常生活の支援はもとより、社会参加の促進や就労支援など、継続的な取り組みを進めます。

《現状と課題》

国においては、平成 26 年の「障害者の権利に関する条約」の批准に伴い、障がいのある人の権利を保護し、教育や就労、生活等のあらゆる面において、不自由さを感じることのない環境づくりを進めることが、これまで以上に重要となっています。

本町では、障害者福祉のさらなる充実に向けて、平成 29 年 3 月に、障害者基本法に基づく「第 3 期白浜町障害者計画」、平成 30 年 3 月に、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「白浜町第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」を策定し、計画的な取り組みを進めています。

障がいのある人もない人も、ともに住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりが求められています。

《施策の体系》

障害者福祉の充実

- ① 早期発見・早期支援と連携の推進
- ② 自立生活・社会参加の促進

《施策の内容》

① 早期発見・早期支援と連携の推進

- 役場窓口への専門職の配置や、「白浜町障害児・者相談支援室ぼらんち」を中核とした取り組みのさらなる充実など、相談支援体制の確立に向けて取り組みます。
- 障害の早期発見、早期療育のため、健診の充実とフォロー体制の整備を図るとともに、さまざまな健康づくりに向けた啓発活動を実施します。
- 通院に係る交通費や自立支援医療（精神通院）などの医療負担の軽減を図るとともに、医療・介護の連携による取り組みを推進し、在宅医療の充実に努めます。

○制度の利用や手続きに支援が必要な障がいのある人やその家族に対し、情報提供や相談支援体制の周知・利用の促進、家族同士の交流の場の提供を図るなど、障がいのある人を支える家族が安心して生活できるよう、支援の充実に努めます。

② 自立生活・社会参加の促進

○障がいのある人が住み慣れた地域で自立して暮らすことができるよう、福祉教育・人権教育の充実を図るとともに、継続した交流・啓発活動の実施に努めます。

○障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供に向けて、各種団体との連携に向けた周知活動を行うなど、継続的な取り組みを進めます。

○障害の特性に配慮した情報提供や、コミュニケーションの支援を行うとともに、広報や町ホームページの充実を図るなど、情報提供・コミュニケーション手段の充実に向けた取り組みを進めます。

○障がいのある人の外出時における円滑な移動を支援するため、移動支援策の充実とともに、安全で快適な移動空間の確保等に努めます。

○発達障害や難病、高次脳機能障害など、障害種別を問わず、障害福祉サービスを適正に利用することができるよう、サービスの充実・周知啓発に取り組むとともに、就労支援サービス利用者の増加に向けた対応に努めます。

《関連する個別計画等》

- ・白浜町地域福祉計画
- ・白浜町障害者計画
- ・白浜町障害福祉計画・障害児福祉計画
- ・白浜町子ども・子育て支援事業計画
- ・白浜町介護保険事業計画及び老人福祉計画
- ・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

6 住民参加による地域福祉の充実

《基本方針》

子どもから高齢者まで、年齢や男女の別、障害の有無を問わず、地域で暮らす住民が等しく地域社会の一員として主体的に地域に関わり、安心して生きがいを持っていきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現をめざします。

《現状と課題》

少子高齢化社会の進展とともに核家族化が進み、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、地域のつながりが希薄化し、地域での相互扶助の機能が弱体化しつつあります。

本町では、平成 29 年 3 月に「第 3 期白浜町地域福祉計画」を策定し、「自助・共助・公助」の考えを基本としながら、住民の主体的な活動を促すとともに、地域ぐるみの地域福祉活動を進めています。

だれもが住み慣れた地域で、安心して生きがいを持って暮らせるよう、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超え、地域の多様な主体が協働して地域福祉に取り組む、地域共生社会の実現が求められています。

《施策の体系》

住民参加による 地域福祉の充実	① 福祉意識の醸成
	② 地域におけるネットワークの構築
	③ サービスの利便性向上
	④ 安心・安全な暮らしの推進

《施策の内容》

① 福祉意識の醸成

○住民同士の多様な交流の促進等に向けて、地域行事や世代間交流、あいさつ運動に取り組むなど、ふれあいの場や機会づくりに努めます。

- 各種団体との連携のもと、実践につながる、継続的な広報・啓発活動を推進することにより、地域住民の福祉についての理解を促進します。

② 地域におけるネットワークの構築

- 自主活動、ボランティア活動の促進とともに、活動拠点機能の確保に努めます。また、高齢者の生きがいづくりや、障がいのある人が地域のさまざまな活動に参加できるよう支援を行います。
- 住民同士の連携をはじめ、各種団体との連携を強化するなど、地域のネットワークづくりに取り組むことにより、子どもや高齢者、障がいのある人等の見守りなど、自発的・自主的な地域活動を展開します。

③ サービスの利便性向上

- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会などにより住民ニーズを把握するとともに、地域活動との幅広い連携を図り、円滑な情報共有に向けたしくみづくりに取り組むなど、効率的かつ効果的な情報の活用を努めます。
- 地域で安心して暮らすために、相談体制の整備・強化を図るとともに、民生委員・児童委員による活動支援を行うなど、相談支援機能の充実に取り組みます。
- 地域福祉を推進するうえで中心的な役割を担う社会福祉協議会との連携を強化するとともに、福祉サービスの充実に向けた連絡会を定期的開催するなど、サービスの確保と質の向上に努めます。
- 高齢者や障がいのある人など、一人での移動が困難な人等に向けて、医療機関等への交通手段の確保と移動支援に努めます。

④ 安心・安全な暮らしの推進

- 公共施設はもとより、商業施設や娯楽施設等のサービス関連施設、歩道・道路などの交通環境におけるバリアフリー化の促進に努めます。
- さまざまな課題を抱えて生活している人への包括的な支援を行うとともに、自殺予防に関する取り組みを推進します。

《関連する個別計画等》

- ・ 白浜町地域福祉計画
- ・ 白浜町子ども・子育て支援事業計画
- ・ 白浜町介護保険事業計画及び老人福祉計画
- ・ 白浜町障害者計画
- ・ 白浜町障害福祉計画・障害児福祉計画
- ・ 白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第 3 章 住民と行政の協働によるまちづくり

1 協働のまちづくりの推進

《基本方針》

住民ニーズの的確な把握に努め、住民と行政の適切な役割分担による協働のまちづくりを推進するため、多様な取り組みを展開するとともに、情報発信を充実させることにより、住民の積極的な参画を促します。

《現状と課題》

「地域のことは自分たちで決定し、実施していく」という考えに基づいた、まちづくりへの住民参画とともに、住民と行政の適切な役割分担による協働のまちづくりに向けた気運が高まっています。また、積極的な情報発信と適正な情報公開に努めるなど、住民ニーズに即した情報の取り扱いが求められています。

本町では、町の主要な計画を策定する際には、委員会等の設置とともに、アンケート調査や計画案等へのパブリックコメントなどを取り入れ、計画づくりへの住民参画を進めています。今後は、時代潮流に即した手法を積極的に取り入れるなど、住民の生の声を行政運営に生かすしくみづくりが求められています。さらに、自立した地域づくりを進めている団体・グループ等の活動に対して、支援の充実を図ることが必要です。

《施策の体系》

協働のまちづくりの
推進

- ① 住民協働の推進
- ② 情報発信・参画の充実

《施策の内容》

① 住民協働の推進

- 地域における人材と担い手の確保・育成とともに、住民ニーズを行政施策に生かすため、定期的なワークショップ等の取り組みを行うなど、協働への気運の醸成及び積極的な住民参画の促進を図ります。
- 地域の活性化や振興、NPO 団体等の活動に向けた支援の充実に努めます。

② 情報発信・参画の充実

- 広報・町ホームページはもとより、SNS を活用した双方向の情報発信の充実を図るなど、住民ニーズを的確に把握した情報提供を進めます。
- パブリックコメントの実施に努めるなど、住民参画の促進を図ります。
- 情報公開制度の適正な運用とともに、各種媒体を活用した周知に努めます。
- 引き続き、個人情報の厳格な取り扱いに努めます。

《関連する個別計画等》

・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

2 地域コミュニティの活性化

《基本方針》

地域住民による主体的なコミュニティ活動を支援するとともに、組織間の連携やネットワーク化を促し、地域への愛着やコミュニティ意識を醸成するなど、住民自治の実現に向けた取り組みを推進します。また、活動拠点の整備・活用に努めるなど、地域活動の持続可能性の確保に努めます。

《現状と課題》

人々のライフスタイルや価値観の多様化とともに、地域における住民相互の交流が希薄化しています。そのため、コミュニティ活動の支援などにより住民同士の交流を図りつつ、住民による主体的な自治活動を促すことが求められています。

本町では、自治会等を中心とした自主的なコミュニティ活動が進められていますが、地域リーダーの高齢化や若い世代の地域活動離れ、自治会への未加入者の増加などといった課題も多く、コミュニティ活動の維持・存続に向けた取り組みが重要となっています。活動の維持や活性化に向けた後継者の育成・確保とともに、住民主導のまちづくりの実現に向けたコミュニティ意識の啓発や情報提供の充実が必要です。さらに、継続的な地域活動を進めるため、コミュニティ施設の整備や維持管理と、その活用が求められています。

《施策の体系》

地域コミュニティの 活性化	① 地域活動組織への支援
	② 多様な連携とネットワーク化の推進
	③ コミュニティ施設の整備・活用

《施策の内容》

① 地域活動組織への支援

- 地域の活性化や振興を図るための地域活動に対する支援を継続的に行います。
- 広報や町ホームページ等の活用により、コミュニティ意識の啓発と情報提供の充実に努めます。
- コミュニティ活動の維持・活性化に向けた人材の確保・育成に取り組みます。

② 多様な連携とネットワーク化の推進

- 身近な組織やNPO等の連携・協働を推進するとともに、活発な世代間交流の促進に努めます。

③ コミュニティ施設の整備・活用

- 地域の集会場等の建設や改修等に対する支援を行うなど、地域活動拠点の維持・管理に努めます。
- 地域との連携により、廃校になった空き校舎の有効活用を図りつつ、活用策の検討を引き続き進めます。

《関連する個別計画等》

・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

3 若者をはじめとする新たな活力の支援

《基本方針》

人口減少に歯止めをかけ、地域活力を創出するため、若者への雇用対策を進めるなどの取り組みを展開するとともに、移住・定住等の促進を図ります。

《現状と課題》

「地方創生」が声高に叫ばれるとともに、全国的な取り組みが推進されている一方で、人口減少や少子高齢化はますます進行しており、歯止めはかかっている状況にあります。

本町においては、平成28年2月に「白浜町人口ビジョン」及び「白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、この計画に基づいた取り組みを推進しています。

今後も、積極的な取り組みを推進するとともに、見直しを継続的に進める必要があります。特に、若年世代のニーズを的確に汲み取り、魅力ある「しごと」の創出や出会い・結婚の支援を行うとともに、I・J・Uターンを促進するなど、人の流れを活性化することが求められます。

《施策の体系》

若者をはじめとする 新たな活力の支援	① 「しごと」の創出
	② 出会い・結婚の支援
	③ 移住・定住の促進

《施策の内容》

① 「しごと」の創出

- 本町の主要産業である観光産業の振興とともに、農林水産業や地場産業の振興を図るなど、積極的な「しごと」の創出に取り組みます。
- 本町出身の高校生や大学生などが就職を機に町に戻りやすくするため、町ホームページにおいて就職情報を発信します。
- 都市部の大学と連携し、学校主催の就職セミナーへの参加促進や、町内の求人情報の提供などを行います。

② 出会い・結婚の支援

○町内の豊富な資源を活用し、婚活イベントや挙式プログラムを実施します。

③ 移住・定住の促進

- 移住・定住に向けた取り組みの充実とともに二地域居住を促すなど、関係人口・交流人口の拡大を図ります。
- 県との連携による「わかやま田舎暮らし支援事業」を推進し、移住セミナーや相談会、わかやま暮らし現地体験会等の外部イベントの参加を行います。
- インターネットをはじめとするさまざまな媒体を活用し、都市部への情報発信を行い、移住・定住を促進するとともに、地域への人の流れの創出に取り組みます。
- 若者の移住・定住を促すため、住宅確保のための補助制度の創設に向けて検討を進めます。
- 地域おこし協力隊制度の活用による地域活性化を図るとともに、隊員の地域定着に向けた支援を行います。

《関連する個別計画等》

・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

4 計画的・効率的な行財政の運営

《基本方針》

本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進展を背景に複雑多様化する行政需要に対応し、住民の信頼に応えることができる行政サービスを維持するため、持続可能で安定した行財政運営の確保に努めます。

《現状と課題》

地方分権の進展など社会経済情勢の変化に伴い、複雑多様化する行政需要に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、時代の変化に迅速かつ柔軟に対応できる行財政運営の推進が求められています。

本町では、自主財源の要である税収確保に努めていますが、人口減少や少子高齢化に伴い、大幅な税収の増加は期待できない見込みです。加えて、事務事業も増加が見込まれ、なおいっそう厳しい財政状況が続くと予想されています。

このような状況の中、持続可能な行財政運営に向けて、効率的な行政組織体制の構築と、職員の能力向上が求められます。また、行財政改革の継続的な取り組みに努める必要があります。

《施策の体系》

計画的・効率的な 行財政の運営	① 行政サービスの維持
	② 透明で公正な行政の推進
	③ 外部活力の検証と導入
	④ 財源の確保
	⑤ 公営企業の健全経営等

《施策の内容》

① 行政サービスの維持

- 安定した行政サービスの提供に向けて、施策体系と連動した組織機構の構築や職員的能力開発と資質向上を図るとともに、限られた財源の計画的かつ効率的な運営に向けた取り組みを進めます。
- 基幹系行政システムの標準化及び情報系ネットワークの高度利用に向けた検討を進めます。

② 透明で公正な行政の推進

- 情報公開制度を適正に運用し、住民の知る権利の確保に努めます。
- 公共事業の入札情報等を町ホームページに掲載するなど、事務手続きの効率化を進めます。

③ 外部活力の検証と導入

- 指定管理者制度の活用や民間委託等の推進など、外部活力の有効性を検証し、導入に努めます。

④ 財源の確保

- 収納方法の改善を進めるなど、利用者・納税者の利便性向上を図るとともに、納付指導の徹底等による収納体制の強化に努めます。
- 行政サービスの提供に係る利用者負担について、公平性の確保を図りつつ、各種利用料等の適正化に向けた検討を進めるなど、受益者負担の適正化を図ります。
- 未利用の公共施設や遊休資産の売却など、積極的な活用に向けた検討を計画的に進めます。

⑤ 公営企業の健全経営等

- 公営企業会計の健全経営を推進するため、中長期的な視点による取り組みを計画的に進めます。
- 特別会計の健全化に向けた継続的な取り組みを推進します。

《関連する個別計画等》

・ 白浜町財政健全化プラン

5 広域行政の推進

《基本方針》

田辺周辺広域市町村圏組合をはじめ、一部事務組合による行政運営や関係市町村間の相互協力をいっそう強化し、広域的かつ総合的な地域振興に取り組むとともに、事務処理の合理化・効率化を図ります。

《現状と課題》

社会のグローバル化とともに住民ニーズが複雑多様化している一方で、財政状況は厳しさを増しています。そのため、町単独では解決が困難な課題に対しては、広域的な取り組みによる対応が求められています。

本町では、一部事務組合による効率的な共同処理を行うほか、すさみ町の消防・救急業務の事務受託など、多様な分野で周辺市町と連携し、施策の展開を図っています。今後も、広域行政の推進を図ることにより、合理化・効率化を進めることが必要です。

《施策の体系》

広域行政の推進

① 周辺自治体との連携・交流

② 周辺自治体との事務の共同処理の推進

《施策の内容》

① 周辺自治体との連携・交流

- 複雑多様化する住民ニーズに対応するため、市町村間の広域的な連携強化に努めます。
- 「田辺周辺広域市町村圏組合」の構成市町との連携強化による取り組みを継続的に推進します。
- 大規模災害時など、被災地からの要請を受けて活動する緊急消防援助隊の取り組みや、和歌山県下の消防相互応援協定に基づく連携を進めるなど、災害時における消防機関の相互応援体制の充実強化に努めます。

② 周辺自治体との事務の共同処理の推進

- 一部事務組合の活用による共同処理を推進するなど、広域行政の充実強化に努めます。

第4章 地域資源を生かした活力あるまちづくり

1 観光関連産業の振興

《基本方針》

町の持続的な発展をめざして、魅力的な観光地に向けた戦略的かつ計画的な取り組みを推進し、地域のにぎわいを創出します。

《現状と課題》

観光産業は、重要な成長分野であるといわれている中、グローバル化の進展や人々の価値観の多様化などに伴い、観光地に求められるニーズは多種多様なものとなっています。

本町は、風光明媚な海岸や湯量が豊富で泉質の良好な温泉、森と清流と海が織りなす豊かな自然と、世界遺産の「熊野古道大辺路」をはじめ、史跡・文化財などの豊富な観光資源に恵まれているほか、県内唯一の空港である南紀白浜空港が立地する温泉宿泊地となっています。そのような中、平成28年3月に「白浜温泉街活性化構想推進計画」を策定し、「世界に誇れる観光リゾート白浜・オンリーワンの観光地」というテーマのもと、白浜温泉を核とした観光振興に取り組んでいます。

さらに、椿地域は湯治場として全国的に知られており、日置川地域においては、地域資源を生かした体験・交流型観光を積極的に進めています。今後とも、各地域の特性を發揮し、地域ぐるみによる取り組みを推進していくことが必要です。

《施策の体系》

観光関連産業の振興	① 観光資源の維持・活用
	② 観光イベントの開催
	③ 観光施設の整備・充実
	④ 観光ネットワークの形成・促進
	⑤ 観光情報の発信強化
	⑥ 観光関連産業団体等との連携・支援
	⑦ 外国人観光客の受け入れ

《施策の内容》

① 観光資源の維持・活用

- 既存の観光資源（自然・施設）の維持・整備を進めるとともに、よりよい観光地の創出を図ることにより、受け入れ環境の向上に努めます。
- 新たな観光資源の発掘と活用に努めます。
- 世界遺産「熊野古道大辺路」を生かした、新たな取り組みを検討します。
- MICE やスポーツ合宿、教育旅行、体験型観光の誘致を積極的に進めます。
- 天与の恵みである「温泉」の保全に努め、有効的な活用を図ります。

② 観光イベントの開催

- 集客手段としてのイベント開催については、観光協会をはじめとする経済団体と協力して実施するほか、新たなイベントの実施にも努めます。

③ 観光施設の整備・充実

- 観光客が気軽に利用できる観光施設の整備に努めます。
- 観光資源を有効活用した観光交流拠点の整備に努めます。
- JR 白浜駅（周辺）の整備・活性化に努めます。
- わかりやすい観光案内板・多国語表記案内板等の整備を進めます。

④ 観光ネットワークの形成・促進

- 観光地やイベント、体験型観光等を組み合わせた周遊型観光ルートの開発を行うなど、総合的な整備を図ります。
- 周辺市町と協力した、さらなる広域観光の取り組みの推進に努めます。

⑤ 観光情報の発信強化

- 観光関連ホームページの充実に努めるとともに、SNS を活用した情報発信を行います。
- 本町の魅力を掲載したパンフレットやガイドブック等の作成を行い、ニーズに応じた多様な情報発信を進めます。

⑥ 観光関連産業団体等との連携・支援

- 官民連携による総合的な観光組織（南紀白浜観光局）が中心となり、必要なデータを収集・整理・分析し、首都圏や海外への効果的なマーケティング、プロモーション等に取り組みます。
- 観光地を支えるイベント等の開催に向けた支援の検討を行います。
- 農林水産業や商工業など、町内の産業との連携強化を図り、地域産業との共存に努めます。

⑦ 外国人観光客の受け入れ

- 外国人観光客の誘客促進及び受け入れ体制の整備を図るとともに、地域全体のホスピタリティの醸成に努めます。

《関連する個別計画等》

- ・白浜温泉街活性化構想推進計画
- ・白浜町都市計画マスタープラン
- ・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

《基本方針》

農業、林業及び漁業における持続可能な経営環境を実現するため、生産基盤の整備等を進めるとともに、町内の各産品の高付加価値化を進め、多様な販売・流通機構の確立を図ります。

また、農地及び森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、農村及び森林の総合的な利用を推進するとともに、漁港施設の維持整備や沿岸漁場の整備開発、漁業資源の育成・保護に努めます。

《現状と課題》

農業においては、近年、農産物の輸入自由化による国内農産物の価格低迷や農業従事者の高齢化と後継者不足、消費者ニーズの多様化、地域間競争の激化等、我が国の農業をめぐむ状況はいっそう厳しさを増しています。本町においても、農家の兼業化や高齢化等の進展により、生産力の低下や遊休農地の増加を招いており、生産基盤の整備とともに担い手の育成・確保など農業振興に向けた取り組みが求められています。また、有害鳥獣による作物被害も深刻化しており、効率的な対策が求められています。このような状況へ柔軟に対応するとともに、従来の農業経営を見直し、効率的かつ効果的な農業の確立を図ることが課題となっています。

林業においても、近年、木材需要の低迷や林業従事者の高齢化と後継者不足など、林業経営の環境は極めて厳しい状況となっています。しかし、国土保全や水資源の涵養、生活環境の保全など森林の果たす役割は大きく、今後も、住民生活の安定に向けた森林の維持管理を進める必要があります。また、本町の林野面積は町土の約8割を占めていますが、山間地域の過疎化や高齢化の進展により、維持管理が十分に行われていない状況にあります。近年の林業経営は、従来の生産性重視から環境保全機能重視へと変わりつつあり、この変化に対応するため、山林の保育・間伐を適正に実施していくことが重要です。

漁業についても、漁獲量の減少や就業者の高齢化と後継者不足など厳しい状況にあります。本町は、水産資源が豊富で漁業条件に恵まれています。漁船隻数、経営体数は減少傾向にあります。今後は、沿岸海域の生産性を高めるとともに、安定した漁獲量を確保し、持続可能な漁業の振興を図る必要があります。

《施策の体系》

農林水産業の振興	① 農業における生産基盤の整備
	② 有害鳥獣対策の推進
	③ 畜産業の振興
	④ 総合的な森林・林業施策の推進
	⑤ 漁港施設の整備・管理
	⑥ 水産資源の育成・保護
	⑦ 6次産業化・ブランド化等の推進
	⑧ 多様な担い手の確保・育成
	⑨ 多様な連携の推進

《施策の内容》

① 農業における生産基盤の整備

- 優良農地の確保・維持に努めるとともに、農地の水準を高めることによる生産性の向上と活性化に向けて取り組みます。
- 農用地区域の設定や有効利用、農業生産基盤の整備を推進します。
- 地域の実情に応じて、農道や用水路等の保全・改良を推進します。
- 中山間地域への支援や農地が持つ多面的機能の保全・活用に向けて取り組むなど、農業生産の礎となる環境整備を進めます。

② 有害鳥獣対策の推進

- 鳥獣による農作物被害の防除策として、防護柵等の設置等に対する支援を行うとともに、狩猟者の協力による有害鳥獣の駆除を展開します。

③ 畜産業の振興

- 畜産業における経営の安定化に向けて、「熊野牛」のブランド化を推進します。

④ 総合的な森林・林業施策の推進

- 木材の安定的かつ低コスト供給体制を構築するとともに、林道や作業道の適切な維持管理を推進します。
- 林産物の供給など、経営的機能の向上による森林の維持・増進に努めます。
- 間伐等による適正な管理を推進します。

⑤ 漁港施設の整備・管理

- 漁港施設の適正な維持管理や水産業施設の改修等に対する支援を行うとともに、漁業関係者等による利活用を促進するなど、漁業の活性化を図ります。

⑥ 水産資源の育成・保護

- 漁場の高度利用や水産資源の維持・増大に向けて、稚魚や伊勢エビ、稚鮎、稚貝等の放流を支援します。

⑦ 6次産業化・ブランド化等の推進

- 農林水産物や加工製品の生産拡大や高付加価値化に向けた支援や供給体制の整備を行うことにより、6次産業化を推進します。
- 川添茶や日置川アユ、紀州本クエなどの特色ある製品のブランド化を推進し、国内はもとより、海外への販路拡大を図ります。
- 学校給食等における地産地消の取り組みをはじめ、安心・安全な製品の供給体制の整備に努めます。

⑧ 多様な担い手の確保・育成

- 農林水産業において、効率的かつ安定的な経営を推進する担い手の育成・支援に努めます。
- 関係団体と連携し、農林水産業への新規就業者の確保に向けた取り組みを進めるとともに、継続的な支援を行います。
- 農林漁業に関するさまざまな体験機会の創出に努めます。

⑨ 多様な連携の推進

- 観光関連産業等との連携を強化し、地域内における経済波及効果の増大に努めます。
- 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の関係団体との連携を進め、地域における各産業の振興に向けた取り組みを進めます。
- 各産業に関する企業や町内に立地する大学研究所等との連携を強化し、新たな価値の創出に向けた取り組みを進めます。

《関連する個別計画等》

- ・白浜農業振興地域整備計画
- ・白浜町森林計画
- ・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

3 商工業の振興

《基本方針》

時代の流れに対応した経営環境の整備や経営基盤の強化などに取り組み、中小企業の育成を支援します。また、地域の個性を生かした活力ある商店街やコミュニティ空間の形成を図るとともに、商工会活動への支援を行うなど、商工業の振興に努めます。

《現状と課題》

住民生活を支える小売店や飲食店をはじめとする商業は、まちの活性化に大きな役割を果たしていますが、ライフスタイルの多様化や情報化の進展等により、商業を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町では、田辺市をはじめとする周辺市町への郊外型大型店舗の出店により、町外での購買が増え、地元小売店の利用が減少しています。このような状況で商業を活性化していくためには、地元商店街への支援や消費者ニーズに対応した商業機能の強化を図るとともに、地域の創意工夫を促すことが重要です。

また、既存工業の活性化とともに、立地条件や地域資源を生かした振興、中小企業の生産性や競争力の向上が求められます。

本町では、産業振興や雇用機会の拡大を目的とした企業誘致に取り組んでいますが、今後とも、県と連携した企業誘致活動を進めるとともに、経済団体や大学、行政間の連携強化や技術開発、販路拡大等に取り組んでいくことが必要です。

《施策の体系》

商工業の振興	① 地域特性に応じた商工業の振興
	② 企業誘致の促進
	③ 消費生活の安定と向上
	④ 商工業団体等への支援等

《施策の内容》

① 地域特性に応じた商工業の振興

- 既存の商店街の活性化や地場産業の振興に向けた支援を継続的に行います。
- 商工業に従事する中小企業の発展等のための融資制度の充実に努めます。

② 企業誘致の促進

- 産業振興及び雇用機会の拡大に向けて、町独自の優遇制度に基づいた企業誘致を推進します。また、県との連携による企業誘致を推進します。

③ 消費生活の安定と向上

- 消費生活に関する情報を発信し、住民が消費生活上のトラブルに遭わないよう努めます。

④ 商工業団体等への支援等

- 商工会の財政や組織基盤の安定化に向けた支援を継続的に行います。
- 商工会等との連携を進め、イベント等の開催による地域商業の活性化に取り組むとともに、指導体制の強化を図ります。

《関連する個別計画等》

- ・白浜町都市計画マスタープラン
- ・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

4 情報通信産業の振興

《基本方針》

観光立町である本町ならではの環境を生かした「テレワーク」や「ワーケーション」の取り組みを進めることにより、情報通信産業の振興を図り、地域の活性化を促進します。

《現状と課題》

情報通信技術がめざましく進展する中、「テレワーク」という働き方が注目を集めています。場所や時間にとらわれない多様な働き方が生産性を向上させることから、全国的にも、さらなる推進が求められています。

本町では、平成16年に、遊休保養所を活用したリゾートオフィスである「白浜町ITビジネスオフィス」を整備し、県との協働により企業誘致を進めてきました。現在では10社の誘致に成功しており、リゾート地ならではの景観や、東京までわずか1時間で移動できる利便性など、先進的な取り組みに注目が集まっています。

今後は、企業誘致をさらに進めるとともに、地域との交流促進や次代の担い手の育成、IT技術を活用した安心・安全の確保に取り組む必要があります。

《施策の体系》

情報通信産業の振興	① 環境及び基盤の整備
	② 情報発信・企業誘致の推進
	③ 地域との交流促進
	④ 安心・安全の確保

《施策の内容》

① 環境及び基盤の整備

- 誘致企業や国、県との協働により、制度面や施設など、環境面のさらなる向上に取り組みます。
- 取り組みの成果・課題を適正に評価・検証するとともに、検証結果をふまえたオフィス整備を進めます。

② 情報発信・企業誘致の推進

- 「白浜町ITビジネスオフィス」を中心とした取り組みの周知を図るとともに、県との協働による企業誘致を進めます。

③ 地域との交流促進

- 誘致企業や地域団体との協働により、地域住民との交流促進に向けた取り組みを支援します。
- プログラミング教室の開催など、地域貢献や人材育成の観点による取り組みを支援します。

④ 安心・安全の確保

- 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）との協定のもと、「耐災害ネットワーク（Nerve Net）」の構築・推進に向けて取り組み、住民はもとより、観光客に対する安心・安全の確保に努めます。また、平時におけるWi-Fiスポットとしての利用促進にも努めます。

《関連する個別計画等》

・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

5 地域産業の活性化

《基本方針》

地域特性を生かした産業や雇用の創出をはじめ、生産・加工・流通・販売等の地域内・地域間での連携等を支援します。また、地域産業を担う多様な主体の確保・育成に取り組みなど、地域産業の活性化に取り組みます。

《現状と課題》

人口構造の変化に伴う後継者・担い手不足やグローバル化の進展などにより、地域経済を取り巻く環境が大きく変化しています。そのような中、改めて既存産業や地域資源に着目するとともに、各産業間の連携強化による相乗効果を地域の活性化につなげ、地域経済の好循環を創出していくことが求められています。

本町における地域産業の活性化に向けては、観光産業を中心として各産業間の連携を進めるとともに、地方創生の観点から、若年世代をはじめとする雇用対策に取り組む必要があります。

《施策の体系》

地域産業の活性化

① 地域産業の連携

② 雇用対策の充実

《施策の内容》

① 地域産業の連携

- 町内の各産業間の連携・交流を促進し、地域産業の活発化を図ります。
- 学校給食等における地産地消の取り組みを推進するとともに、安心・安全な農林水産物の供給体制の整備に努めます。

② 雇用対策の充実

- 若者の定住促進をはじめ、各産業における後継者や担い手の確保・育成の観点から、雇用対策の充実を図ります。

《関連する個別計画等》

・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第 5 章 快適で安心・安全なまちづくり

1 防災・消防対策の推進

《基本方針》

住民の生命と財産を災害から守り、だれもが安心・安全に暮らせるよう、防災・消防体制の強化を図るとともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の普及・啓発と自主防災組織の結成促進を図るなど、地域ぐるみの体制強化を進めます。

《現状と課題》

地震や火災、風水害等の災害から住民の生命と財産を守るためには、災害に強いまちづくりが必要です。本町では防災会議を設置し、「白浜町地域防災計画」を定めるとともに、これに基づいた各種防災対策を進めています。

また、近い将来に高い確率で発生が予想される、南海トラフを震源とする巨大地震に備え、防災意識の向上に向けた啓発とともに、住宅の耐震化の必要性や補助内容の周知を図るなど、継続的な取り組みを進める必要があります。

本町の常備消防は、1 消防本部 3 消防署（すさみ消防署を含む）の体制で住民の安全確保に努めていますが、近年は、複雑多様化する災害への迅速かつ的確な対応に加え、武力攻撃等の緊急事態への対応も求められています。また、消防装備の軽量化や消防車両、消防資機材の計画的な整備とともに、水難事故への対策強化を図る必要があります。

消防団については、地域密着性、要員動員力等の特性を有した重要な防災組織ですが、団員の高齢化や人員不足から、若年層の入団者確保や処遇改善等、活動能力の向上と安全確保に向けた取り組みを進める必要があります。また、浸水想定区域にある消防団車庫の高台移転等の取り組みや、老朽化した消防団車庫の建て替えを進める必要があります。

《施策の体系》

防災・消防対策の 推進	① 防災意識の向上
	② 防災体制の強化
	③ 消防体制の強化
	④ 消防団活動の活性化
	⑤ 武力攻撃等緊急事態対策の推進

《施策の内容》

① 防災意識の向上

- 防災訓練や講演会、広報への掲載など、さまざまな機会を捉えた啓発・情報発信を継続的に行い、住民の防災意識の向上を図るとともに、観光客を対象とした津波避難訓練を実施するなど、本町の特性に配慮した取り組みを進めます。
- 地震による被害を軽減するため、住宅の耐震診断や耐震改修に係る補助制度の普及・啓発に努めます。

② 防災体制の強化

- すべての自治会における自主防災組織の立ち上げを促すとともに、組織の育成に向けた取り組みを推進し、地域防災体制の確立に努めます。
- 防災行政無線の難聴対策を進めるとともに、計画的な整備と維持管理に努めます。
- 高齢者や障がいのある人、子どもなど、災害時要配慮者対策の充実を図ります。
- 観光地という、本町の特性をふまえた防災体制の強化に向けた取り組みを進めます。
- 災害時における情報収集・伝達体制の強化を図るとともに、被害を最小限に止めるための基盤整備と防災拠点の充実を図ります。
- 津波避難困難地域の解消に向けて、計画的な対策を進めます。
- 台風や大雨などによる河川の氾濫時における水防体制を強化するとともに、浸水や排水対策の推進に取り組みます。

③ 消防体制の強化

- 田辺市消防本部との通信指令業務の共同運営により、指令業務の高度化を図ります。
- 迅速かつ効果的な災害活動に向けて、消防救急デジタル無線網を活用し、初動体制及び活動支援の高度化を図ります。
- 消防力の充実に向けて、老朽化した車両の計画的な更新と資機材の整備を進めるとともに、消防関連施設の維持管理に努めます。
- 消防署や消防団、自主防災組織の連携強化に努めます。
- 春・秋季火災予防週間や危険物安全週間等の各種啓発行事を実施し、防火意識の向上を図ります。
- 各地域・事業所等の防火体制の強化を図るため、自治会や事業所等での消火・避難誘導訓練等を積極的に進めます。
- 住宅火災での逃げ遅れによる死傷者をなくすため、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の啓発を推進します。
- 防火対象物及び危険物施設等における火災予防のため、立入検査（防火査察）を実施し、関係者に対して防火・保安管理体制の充実を図るよう指導します。

④ 消防団活動の活性化

- 消防団における活動能力の向上や安全確保を目的とした訓練等の充実とともに、車両や資機材等の整備充実を図ります。
- 消防団員の資質向上に向けた訓練や研修を行うとともに、新たな団員の確保・育成に向けて取り組みます。

⑤ 武力攻撃等緊急事態対策の推進

- 武力攻撃等の緊急事態に対処するため、情報提供や関係機関との連携・協力に関する取り組みを計画的に推進します。

《関連する個別計画等》

- ・白浜町地域防災計画
- ・白浜町津波避難計画
- ・白浜町津波避難対策緊急事業計画
- ・白浜町国民保護計画
- ・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

2

交通体系及びサービスの整備・充実

《基本方針》

町内における交通利便性の向上のため、道路網の整備促進や生活交通ネットワークの充実を図るなど、住民や来訪者にとって良好な移動手段の維持・確保に向けて、よりよい交通サービスに向けた取り組みを推進します。

《現状と課題》

平成 27 年、近畿自動車道紀勢線の南進による南紀白浜 IC の開通に伴い、京阪神方面からの交通アクセスが向上するなど、広域的な交流のさらなる活性化が見込まれます。

そのような中、町内の円滑な接続・連絡を促すため、国道・県道の改良に向けた取り組みの推進とともに、町道の整備促進が必要です。さらに、渋滞の緩和と緊急時の避難防災経路の確保による安心・安全の向上はもとより、地域の魅力づくりや景観形成、自然環境への配慮などが求められます。

一方、JR 紀勢本線や路線バスといった公共交通については、交通需要の多様化に伴う利用客の伸び悩みや過疎化による輸送人員の減少など、交通サービスを取り巻く状況の変化への対応とともに、運行維持に向けた対策が求められています。

また、本町に立地する南紀白浜空港は、県内唯一の空港となっており、東京国際空港（羽田）との間を 1 日 3 往復就航しています。空路の交通基盤は本町の特色であり、今後とも町内及び周辺市町における関係機関との連携による取り組みの推進が求められます。

今後とも、住民や来訪者にとって、利便性の高い交通体系及び交通サービスの充実が必要となっています。

《施策の体系》

交通体系及び
サービスの整備・充実

① 道路・橋梁の新設と改良の促進

② 耐震化・長寿命化の推進

③ 交通渋滞の緩和対策

④ 交通サービスの整備・充実

《施策の内容》

① 道路・橋梁の新設と改良の促進

- 主要県道・一般県道の整備拡充を進めるとともに、通行不能になっている一般県道白浜久木線の整備促進に努めます。
- 町道の改良や整備の促進に努めます。
- 交差点の改良や橋梁等の整備促進に努めます。
- 県との連携を通じて、地域の実情に応じた通学路の歩道整備を行います。

② 耐震化・長寿命化の推進

- 町内における道路網の維持管理・補修を進める中で、橋梁等の耐震化及び長寿命化を図ります。

③ 交通渋滞の緩和対策

- 交通量の把握に努めるとともに、夏季における交通渋滞の緩和対策を行います。

④ 交通サービスの整備・充実

- 住民生活に欠かすことのできない路線バスの運行維持に努めるとともに、利便性の向上に向けて取り組みます。
- JR 紀勢本線の利用促進に向け、「紀勢本線活性化促進協議会」を中心とした取り組みを進めます。
- 日常生活や観光、イベント等における公共交通機関の利用を呼びかけ、「乗って残す」意識の啓発を進めます。
- 地域の実情に応じた生活交通ネットワークの充実に向け、白浜町コミュニティバスを運行するなど、交通利便性の確保に努めます。
- 県内唯一の空港である南紀白浜空港の機能強化と利用促進に向け、県・町・地元団体等の連携を強化するとともに、各種割引制度の維持・継続に努め、利用率の向上を図ります。

《関連する個別計画等》

- ・白浜町都市計画マスタープラン
- ・白浜町長寿命化修繕計画
- ・白浜温泉街活性化構想推進計画
- ・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

3 交通安全・防犯等の推進

《基本方針》

安全で住みよいまちづくりを推進するため、白浜警察署をはじめとする各種関係団体等との連携を強化し、交通安全・防犯意識の啓発や交通安全施設の整備充実を図るとともに、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

《現状と課題》

全国における交通事故の死亡者数は減少傾向にあるものの、高齢者の占める割合が高いものとなっています。本町では、自家用車で観光客が集中する夏季における交通安全対策が重要な課題となっています。

本町では、「交通指導員会」を中心として、「交通安全母の会」などの民間ボランティア団体とともに、定例の街頭啓発をはじめ、交通安全運動期間中など必要に応じて啓発活動や指導、交通安全教室などを実施しています。また、交通事故のない安全で住みよいまちづくりを推進するため、「交通安全推進の町宣言」を行いました。

また、犯罪のない明るく平和なまちづくりは、快適な住民生活に欠かすことのできない重要な課題です。しかし、近年は犯罪の悪質化や凶悪化、巧妙化とともに、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪やトラブルが顕在化しており、家庭や地域、関係機関が一丸となった防犯体制の推進が求められています。

このような状況の中、白浜警察署や生活安全推進協議会、民間ボランティア組織である暴力団追放協議会との連携による取り組みの推進を図っています。さらに、社会秩序を乱す暴力団はもとより、あらゆる暴力行為を追放し、住民ぐるみで明るく平和なまちづくりを誓い、「暴力排除推進の町宣言」を行いました。

今後とも、時代潮流に即応した取り組みを進め、住民や来訪者の安心・安全の確保に努めることが求められます。

《施策の体系》

交通安全・防犯等の
推進

- ① 交通安全・防犯意識の高揚
- ② 交通安全施設の充実
- ③ 地域ぐるみの防犯活動の推進

《施策の内容》

① 交通安全・防犯意識の高揚

- 交通指導員会や交通安全母の会等による、交通安全の啓発に向けた取り組みを進めます。
- 関係機関・団体、地域、行政の連携を推進し、高齢者や子どもをはじめとする、各年齢層に応じた交通安全教室を開催します。
- 白浜警察署をはじめとする各種団体の連携を推進し、「暴力団追放白浜町民大会」の開催や「白良浜周辺合同防犯パトロール」等の防犯啓発活動を行うとともに、さまざまな機会を捉えた情報発信に努め、防犯意識の高揚を図ります。

② 交通安全施設の充実

- ガードレールやカーブミラー等、交通安全施設の整備を計画的に行います。

③ 地域ぐるみの防犯活動の推進

- 防犯パトロールやその他の防犯活動を実施するとともに、地域ぐるみの自主的な防犯対策と啓発に取り組めます。
- 地域の実情に応じて、防犯カメラの設置を促進します。
- パソコンや携帯電話を活用した「安心・安全メール」により、不審者情報等を配信するなど、安心・安全の確保に努めます。

《関連する個別計画等》

・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

4 住環境の向上

《基本方針》

本町の観光地としての特色や豊かな自然を生かした住環境の維持・向上に努めつつ、限られた資源である土地の有効利用の計画的な推進を図るなど、本町の特性をふまえた総合的な取り組みを推進します。

《現状と課題》

住宅には、居住空間としての安全性や多様性、景観形成の統一性など、多面的な機能が求められています。そのような中、町営住宅の一部が耐用年数を経過していることから、老朽化した住宅や居住面積の狭い住宅等について、長期的な視点による対策を進めるとともに、全国的な課題となっている空き家への対策が求められています。

加えて、限られた土地を有効活用するために地籍調査を進めていますが、進捗率等を勘案しながら、継続的な推進が必要です。

また、公園・緑地はやすらぎ、ふれあいの場や避難場所としての機能を有していることから、市街地内における身近な公園・緑地の保全・整備とともに、観光の観点による充実を図る必要があります。

さらに、本町には、「白良湯」「牟婁の湯」「白良浜露天風呂しらすな」「崎の湯（露天風呂）」の4か所の町営公衆浴場があります。主に町有の源泉等から温泉を給湯していますが、源泉設備の老朽化が進んでいるため、長期的な視点による整備・管理が求められます。

《施策の体系》

住環境の向上	① 良好な居住環境の確保
	② 公園・緑地の保全・整備・活用
	③ 市街地環境の整備
	④ 有効な土地利用の推進
	⑤ 公衆浴場等の整備・管理

《施策の内容》

① 良好な居住環境の確保

- 周辺環境との調和のとれたまちなみの形成に向けた取り組みを推進するとともに、良好で快適な生活環境の整備に努めます。
- 空き家調査の結果に基づく適切な対応を進めるとともに、情報のデータベース化を行うなど、空き家の有効活用に向けた取り組みを推進します。
- 老朽化した町営住宅の長寿命化を推進するなど、地域の実情に応じた公営住宅の維持・管理を計画的に進めます。
- 住居表示の整備に向けた取り組みについて、検討を進めます。

② 公園・緑地の保全・整備・活用

- 地域資源を有効活用した公園・緑地の保全に向けて、地域住民の主体的な維持管理を支援するとともに、観光の視点による整備を進めるなど、総合的な活用に努めます。

③ 市街地環境の整備

- 土地利用の方針に基づき、長期的な視点による取り組みを計画的に推進するとともに、適切な規制・誘導に努めます。
- 都市公園の適切な利用やマナー向上を促すため、継続的な啓発を行います。

④ 有効な土地利用の推進

- 行政の効率化及び土地取引の円滑化を図るため「白浜町地籍調査推進委員会」との連携による地籍調査を推進します。
- 地域住民による主体的な取り組みを支援するとともに、優良農地の保全と集落環境の整備を推進し、活力ある農村集落の形成を促進します。

⑤ 公衆浴場等の整備・管理

- 公衆浴場の維持・管理、源泉設備の改修を計画的に進めるとともに、温泉資源の保護に努めます。

《関連する個別計画等》

- ・白浜町都市計画マスタープラン
- ・白浜町営住宅長寿命化計画
- ・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

5 環境との調和・共存の推進

《基本方針》

本町において、住民と来訪者のいずれもが「やすらぎ」や「快適さ」を感じて過ごすことができるよう、自然環境はもとより、市街地における生活環境等の向上に向けて取り組むとともに、継続的な環境保全活動を推進するなど、環境との調和・共存の推進に努めます。

《現状と課題》

近年、地球規模の環境問題が深刻化する中、住民の環境問題に対する関心が高まっています。環境問題については、各主体が始められることから取り組むことが重要であるとともに、循環型社会の構築や自然環境の保全等に向けた施策の推進が求められています。

本町は、風光明媚な海岸や清流の河川、緑深い山々、豊かで多様な自然を象徴する動植物等の資源に恵まれており、集落と農地が生み出す田園景観は紀南地方特有の景観を形成しています。これらの豊富で貴重な自然環境を保全し、共生していくための啓発や住民と行政の協働による取り組みが求められます。

そのような中、平成 16 年から、毎年 6 月 5 日を「白浜町環境の日」と定め、住民や各種団体で組織する「白浜町環境保全協議会」と連携を図りながら、海や河川の水質汚濁防止やごみの分別・減量など生活環境の向上を目的とした各種啓発事業や実践活動を展開し、環境保全に対する住民意識の高揚を図っています。また、循環型社会の構築に向けては、4R 運動を推進しており、今後も 4R 運動の周知と活動内容の充実を図りながら、全町的な取り組みを進める必要があります。

このほか、平成 26 年 3 月には「白浜町環境基本計画」を策定し、住民や事業所、行政が主体的な取り組みを進めるとともに、相互に連携・協働を図りつつ、効果的な環境施策を推進しています。

今後とも、環境と調和・共存したまちづくりに向け、総合的な環境施策の展開を図っていくことが必要です。

《施策の体系》

環境との調和・共存の 推進	① 生活環境の向上
	② 循環型社会の構築
	③ 美しく豊かな水辺環境の創造
	④ 地球温暖化対策の推進
	⑤ 良好な景観の確保
	⑥ 葬祭施設・墓園施設の管理整備
	⑦ 多種多様な生物への配慮
	⑧ 啓発活動と環境教育・環境学習の推進

《施策の内容》

① 生活環境の向上

- 県との連携を密にし、大気環境の保全と汚染防止に向けた取り組みを推進します。
- 野焼きや生活排水・ごみの不適切な処理等に起因する悪臭の防止対策に努めます。
- 身近な環境問題としての騒音・振動への注意を呼びかけ、その対策に努めます。
- 空き地の不適正な維持管理に対する指導を行うなど、空き地の清潔保持等の衛生対策の充実に努めます。
- 飼い犬登録及び予防注射の徹底、犬や猫の適正飼養などについて、周知・啓発を行います。

② 循環型社会の構築

- 4R 運動の推進とともに、廃棄物の減量化に向けた取り組みを計画的に進めつつ、町廃棄物処理施設の適正な維持管理に努めます。
- 主要道路沿いや公園、公共用地の清掃を行い、監視体制の強化を図るとともに、不法投棄等の不適正な処理に対する迅速な現状把握・対応を保健所や警察との連携のもとで行うなど、廃棄物の適正処理に向けた取り組みを推進します。
- 「ごみ説法者」との連携を継続的に進めつつ、多様な情報発信・啓発活動を行うなど、循環型社会の構築に向けた意識の醸成を図ります。

③ 美しく豊かな水辺環境の創造

- 海岸や砂浜の良好な環境の維持に向けて、住民・事業者はもとより、観光客に対する周知・啓発を進めることにより、マナーやモラルの向上を図ります。
- 漂流・漂着ごみの問題に対して、住民と行政による協力体制の構築に努めます。
- 町ホームページや SNS 等を活用し、清掃活動やイベントについての情報発信に努めます。
- 海や河川の水質調査を行い、水質管理に努めるとともに、周辺の環境保全や親水空間の創出に取り組みます。
- 「水源の森基金」を活用し、水源涵養林の保全に取り組むなど、恒久的な水資源の保全に努めます。

④ 地球温暖化対策の推進

- 勉強会や講演会の開催による意識啓発を進めるとともに、グリーン購入を推進するなど、二酸化炭素排出量の削減に継続的かつ計画的に取り組めます。
- 節電や節水、省エネルギーを呼びかけるなど、住民や事業所、行政それぞれが省エネ・省資源の活動に取り組めます。
- 創エネルギーや再生可能エネルギーの考え方を周知するとともに、その実践・導入を促進します。

⑤ 良好な景観の確保

- 良好な景観の保全と活用を進めるとともに、ごみのないまちづくりと身近に緑のあふれる豊かな生活環境の保全を進めます。
- 恵まれた豊かな自然を次世代に引き継ぐため、自然遺産をはじめとする自然環境の保全・活用に努めます。

⑥ 葬祭施設・墓園施設の管理整備

- 町営斎場・町営墓地の適正な管理・運営に努めます。

⑦ 多種多様な生物への配慮

- 生物の生息状況の把握を進めるとともに、その生息環境の保全に努めます。

⑧ 啓発活動と環境教育・環境学習の推進

- 「白浜町環境の日」の周知とともに、「白浜町ごみと環境フェア」を開催するなど、継続的な啓発活動を推進します。
- 官学連携による「水辺環境教室」を実施するなど、環境教育・環境学習の機会を提供し、環境保全に向けた「人づくり」と「地域づくり」を推進します。

《関連する個別計画等》

・白浜町環境基本計画

6 上下水道等の整備

《基本方針》

将来的な水需要の動向に配慮しつつ、安心・安全な水の安定供給と暮らしの利便性のさらなる向上をめざし、上下水道等の安定的な経営と施設の整備、維持管理等に向けた取り組みを進めます。

《現状と課題》

上水道は、住民にとっての大切なライフラインであると同時に、公衆衛生の向上と生活環境の改善、住民生活や事業活動、都市機能を維持するための多様かつ高度な機能が求められます。

本町の上水道は、富田川水系から取水し全域に給水している白浜給水区と、日置川水系を源に給水している日置川給水区に分かれています。上水道施設については、老朽化や耐震対策が大きな課題になっています。また、簡易水道の大半は、日置川地域の山間部に点在しており、施設の老朽化への対策が必要となっています。

下水道は、公衆衛生の確保や生活環境の改善、公共用水域の水質保全といった基本的な役割を果たすとともに、下水道資産の有効利用など、時代の変化に伴う社会的ニーズに応じて機能の拡充を図ってきました。今後は、「排除・処理」から「再生・活用」への転換を図りながら、老朽化が進む下水道資産を適正に管理していくことが求められます。

また、下水道接続率は供用開始時と比較すると上昇していますが、今後も、旅館やホテルといった大型施設をはじめ、未接続者の接続促進に取り組む必要があります。

《施策の体系》

上下水道等の整備

- ① 上水道等の安定的な供給と経営
- ② 上水道等の安全衛生の確保
- ③ 上水道等施設の整備
- ④ 浄化槽（合併処理）の設置促進と適正管理
- ⑤ 下水道整備の推進と維持管理
- ⑥ 下水道の安定経営
- ⑦ 農業集落排水の維持管理

《施策の内容》

① 上水道等の安定的な供給と経営

- 老朽化した水道管を継続的かつ計画的に布設替を行うとともに耐震化を図ります。
- 災害時等における復旧活動・応急給水体制の強化に向けた取り組みを進めます。
- 一部簡易水道を上水道へ統合するための取り組みを進めます。
- 適正な料金設定を行うとともに経費削減に取り組むなど、健全な事業運営に向けた取り組みを推進します。

② 上水道等の安全衛生の確保

- 国が定める水質基準や水質検査の結果を注視し、的確な水質管理を行います。

③ 上水道等施設の整備

- 事故や災害に強い施設整備を進めるとともに、信頼性の高い送配水システムの構築に取り組めます。
- コンピューターやテレメーターの維持管理を行い、簡易水道の近代化を進めます。

④ 浄化槽（合併処理）の設置促進と適正管理

- 浄化槽（合併処理）の設置整備に係る支援を行うなど、浄化槽（合併処理）の普及に向けて、継続的な取り組みを進めます。
- 清掃・点検など、浄化槽の適正管理を推進します。

⑤ 下水道整備の推進と維持管理

- 公共用水域の水質保全と快適で衛生的な住環境の整備に向けて、計画的な下水道整備を進めるとともに、処理場設備の改築と適正な維持管理に努めます。
- ストックマネジメントの策定による計画的な既設管渠の管理を進めます。

⑥ 下水道の安定経営

- 下水道の安定的な運営に向けて、下水道使用料の適正化を図るとともに、大型施設をはじめとする未接続者への普及・啓発を進めます。
- 住民と行政が一体となった公共下水道の普及促進に努めます。

⑦ 農業集落排水の維持管理

- 農業集落排水施設の維持管理に努めるとともに、農業集落排水整備地区における未接続事業者・家屋の加入に向けた取り組みを継続的に進めます。

《関連する個別計画等》

- ・白浜町公共下水道事業経営戦略
- ・白浜町都市計画マスタープラン
- ・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

7 情報通信基盤の活用

《基本方針》

住民はもとより、来訪者の利便性・安全性を考慮した情報通信基盤を体系的に整備するとともに、快適な通信環境に向けた基盤整備と活用を進めるなど、情報化の推進に努めます。

《現状と課題》

情報通信技術のめざましい発展により、社会経済活動のあらゆる分野におけるデジタル化、ネットワーク化が進んでいます。

本町における情報通信基盤については、ラジオ放送の難聴エリアやブロードバンド未対応エリアの解消とともに、山間部における携帯電話の使用可能エリアの拡大が課題となっています。

また、基幹系システムのクラウド化を実施するとともに、マイナンバー制度の導入に伴う情報セキュリティの強化対策等の取り組みを行っていますが、今後とも情報システムや情報セキュリティの高度化・複雑化への対応を継続的に進めることが重要です。さらに、防災面では、防災行政無線などを整備していますが、難聴エリアの解消と維持管理が必要となっています。

《施策の体系》

情報通信基盤の活用

- ① 情報通信サービスの向上
- ② 携帯電話の不通話エリアの解消
- ③ 行政情報システムの整備

《施策の内容》

① 情報通信サービスの向上

○光ケーブルの保守やイントラネット、ブロードバンド基盤施設の安定化に向けた維持管理を進めるなど、町内における情報・通信サービスの地域格差の是正に努めます。

② 携帯電話の不通話エリアの解消

○携帯電話の不通話エリアの解消に向けて、基地局等の整備を事業者等に働きかけていきます。

③ 行政情報システムの整備

○行政内部の情報システムや情報セキュリティの高度化・複雑化への対応に向け、継続的な取り組みを進めます。

○防災行政無線の難聴対策及び計画的な整備・維持管理を進めます。

《関連する個別計画等》

・白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

資料編

1 諮問書・答申書

《諮問書》

白 総 第 2 1 9 0 号
平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

白浜町長期総合計画審議会

会長 尾 崎 恵 様

白浜町長 井 潤 誠

第 2 次白浜町長期総合計画基本構想について（諮問）

標記の件につきまして、白浜町長期総合計画審議会設置条例（平成 1 8 年条例第 2 2 号）第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

《答申書》

平成30年3月20日

白浜町長 井潤 誠 様

白浜町長期総合計画審議会
会長 尾崎 恵

第2次白浜町長期総合計画基本構想について（答申）

平成29年12月22日付け白総第2190号で諮問のあった第2次白浜町長期総合計画基本構想について慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

なお、長期総合計画の実施にあたっては、審議会での意見を十分に反映し、住民参画のもとで、着実な実現に努められるようお願いいたします。

2 白浜町長期総合計画審議会設置条例

平成18年3月1日

条例第22号

改正 平成20年12月18日条例第24号

(設置)

第1条 白浜町長期総合計画の策定に関する重要な事項を調査審議するため、白浜町長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に依じて、白浜町の総合計画の策定に関し必要な事項について、調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有するもののうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その所掌事項の調査及び審議のために必要があるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務課が行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成20年12月18日条例第24号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

3 白浜町長期総合計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

職名	氏名	所属団体
会長	尾崎 恵	白浜町教育委員会 委員
副会長	久保木 弘	白浜町商工会 会長
委員	森田 敏行	日置川町商工会 会長
委員	沼田 久博	白浜観光協会 会長 白浜温泉旅館協同組合 理事長
委員	熊野 徹児	椿温泉観光協会 会長
委員	山本 敏史	日置川観光協会 会長
委員	湯川 秀樹	白浜町自治連絡協議会 会長
委員	石田 武夫	白浜町社会福祉協議会 会長
委員	湯浅 主久	白浜町民生児童委員協議会 会長
委員	重石 崇	紀南農業協同組合 白浜地区センター長
委員	榎本 秀春	和歌山南漁業協同組合 組合長
委員	福山 征児	大辺路森林組合 代表理事組合長
委員	田井 たづ子	白浜町各種婦人団体連絡協議会 会長

4 第2次白浜町長期総合計画策定経過

日 時	会議の名称	会議等の内容
平成 29 年 12 月 22 日 (金)	第 1 回 第 2 次白浜町 長期総合計画審議会	○第 2 次白浜町長期総合計画策定方針について ○町民アンケート調査の結果について ○白浜“まち”カフェの実施結果について ○第 2 次白浜町長期総合計画 基本構想 (骨子案) について
平成 30 年 2 月 2 日 (金)	第 2 回 第 2 次白浜町 長期総合計画審議会	○第 2 次白浜町長期総合計画 基本構想 (素案) について ○第 2 次白浜町長期総合計画 基本計画 (素案) について
2 月 5 日 (月) ～2 月 28 日 (水)	パブリックコメントの実施	
2 月 6 日 (火)	白浜町議会全員協議会	○第 2 次白浜町長期総合計画 基本構想 (素案) について ○第 2 次白浜町長期総合計画 基本計画 (素案) について
3 月 12 日 (月)	第 3 回 第 2 次白浜町 長期総合計画審議会	○第 2 次白浜町長期総合計画 (案) について
3 月 20 日 (火)	白浜町長期総合計画審議会会長より答申提出	
4 月 6 日 (金)	第 2 次白浜町長期総合計画 基本構想 議決	

5 町民アンケート調査の実施について

本計画の策定にあたって、町が進むべき方向について住民の考えを把握し、計画策定の基礎資料とするため、「第2次白浜町長期総合計画策定に係る 町民アンケート調査」を実施しました。

■調査の概要

調査名称	第2次白浜町長期総合計画策定に係る 町民アンケート調査
調査区域	白浜町全域
調査対象	18歳以上の住民から2,000人を無作為抽出
調査時期	平成29年8～9月
配布数	2,000票
回収数	614票
回収率	30.7%

6 ワークショップ「白浜“まち”カフェ」の実施について

本計画の策定にあたって、今後10年のまちづくりについて、住民をはじめ各種団体や役場職員が語り合い、それぞれが思い描く“にぎわいのあるまち（まちの将来像）”について意見交換を行うため、ワークショップを実施しました。

参加者がカフェのような雰囲気の中で気軽に語り合うことができるよう、名称を「白浜“まち”カフェ」と設定し、「みんなで未来のまちづくりを語ろう ～“にぎわいのあるまち”白浜町に向けて～」を全体テーマとして、全2回の各回において検討課題を設定し、話し合いました。

■テーマ・開催日時・場所・参加者数等について

	テーマ	開催日時	場所	参加者数
第1回	「みんなでまちの強み・弱みを語りましょう！」	平成29年 9月16日（土） 13:30～15:30	白浜町	40名
第2回	「みんなでまちの将来像を語り合おう！！」	平成29年 9月23日（土） 13:30～15:30	中央公民館	21名

7 用語集

【あ行】

◇IoT（アイ・オー・ティー）

Internet of Things の略。世の中のさまざまな「モノ」がインターネットにつながることで、制御できたり情報が取得できたりするしくみのこと。

◇ICT（アイ・シー・ティー）

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称で、従来頻繁に用いられてきた「IT（Information Technology）」（情報技術）にコミュニケーションを加えた表現。

◇I・J・Uターン（アイ・ジェイ・ユーターン）

都市部で生まれ育った人が自然に恵まれた環境や人とのふれあいを重視したライフスタイルを求めて地方に転居すること（＝Iターン）、地方で生まれ育った人が都市部での生活ののち、元の生まれ故郷でない近隣の別の地方に転居すること（＝Jターン）、元々地方で生まれ育った人が都市部での生活ののち、再び地元に戻ることをまとめて呼称したもの。

◇インバウンド

外から入ってくる旅行のことで、一般的には外国人が訪れてくる旅行のこと。

◇AED（エー・イー・ディー）

Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）の略。心臓が停止するような不整脈が生じた場合、心臓に電気ショックを与え、正常な状態に戻すための応急処置機器。早く処置をするほど救命の効果がある。

◇ALT（エー・エル・ティー）

Assistant Language Teacher の略。小中学校等の外国語（主として英語）の授業において、その言語を母語とし、教師を補助する助手のこと。

◇SNS（エス・エヌ・エス）

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略。人と人とのコミュニケーション等を円滑に進める手段等をインターネット上で提供するしくみ。主なものとして、Twitter や Facebook、LINE、Instagram などがある。

◇NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organization（非営利団体）の略。営利を目的としない公共的な活動を行う民間団体。

【か行】

◇キャリア教育

キャリア（経験）を生かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。ニートやフリーターの増加が社会的な問題となっている今、子どもの勤労観・職業観を養い、将来を考えさせるきっかけを与えることは、学校教育でも重視されつつある。

◇協働

住民や行政、その他のまちづくりに関わるさまざまな立場の人が、お互いに尊重し合い、それぞれが対等な立場で協力し、ともに活動すること。

◇グリーン購入

購入の必要性を十分に考え、できるだけ環境への負荷が少ない商品やサービスを優先的に選んで購入すること。

◇グローバル化

政治・経済、文化など、さまざまな側面で、従来の国家・地域の垣根を越えて、地球規模で資本や情報のやり取りが行われる状態のこと。

◇コミュニティ

共通の目的や問題意識を持ち、相互の情報交換や情報共有を通して、共同で目的の実現を推進する人の集まり。自治会をはじめとして、地域のつながり（地縁）によって集まる地域型コミュニティや個々の関心や趣味など特定のテーマによって集まるテーマ型コミュニティがある。

【さ行】

◇循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

◇食育

生きるうえでの基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

◇ストックマネジメント

既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。

【た行】

◇地域包括ケアシステム

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう整えられた、住まい、医療、介護、予防、生活支援・福祉サービス等の提供体制のこと。

◇テレワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

◇電子カルテシステム

従来の紙のカルテに代わり、診療録等の診療情報を電子化して保存・更新するシステムのこと。

◇特化係数

自治体の域内従業者全体に占める産業別の構成比を、全国の産業別構成比で除した数値。特化係数が「1」を超える産業は、全国平均と比較して従業者数が多いことになり、特化係数が高い産業ほど当該自治体における従業者が多く、特色を示す産業であるといえる。

【は行】

◇パートナーシップ

まちづくりを担う住民等の複数の団体が、対等な立場で協力・連携し、役割や責任を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係のこと。

◇バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが行う諸活動に不便な障壁（バリア）を取り除くこと。

◇ブロードバンド

快適なインターネット利用環境を実現する、常時接続可能な高速インターネット接続のこと。

◇ホスピタリティ

一般的に「もてなしの心」と訳される。とりわけ来訪者に対する「思いやり」と「心からのおもてなし」を意味する。

【ま行】

◇MICE（マイルス）

Meeting（会議・研修会）、Incentive（報奨・招待旅行）、Conference（国際会議・学会）または Convention（大会・総会）、Exhibition（展示会・見本市）または Event（行事）の4つの頭文字を合わせた造語のこと。

◇メタボリックシンドローム

内臓脂肪症候群。内臓脂肪蓄積、糖尿病、高脂血症、高血圧などの動脈硬化危険因子が重複する病態をいう。

【ら行】

◇ライフステージ

人間の一生におけるそれぞれの段階。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けられる。

◇ライフライン

電気、ガス、水道など生活に不可欠な物資の供給機能のこと。

◇リサイクル

再生利用すること。

◇リデュース

廃棄物を減らすこと。

◇リフューズ

無駄な物は買わないこと。

◇リユース

再使用すること。

◇療育

障がいのある子どもが、社会的に自立することを目的として行う医療と保育のこと。

◇6次産業化

第1次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービス展開といった、第2次産業（製造）や第3次産業（サービス）にまで及ぶこと。

【わ行】

◇ワークショップ

いろいろな立場の人がアイデアを出し合い、課題の設定や提案の作成、その実現のためのしくみの検討など、共同で学び合意形成を図るための集まりのこと。

◇ワーケーション

「ワーク（仕事）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた、旅先で仕事をするという新しい働き方のこと。

◇Wi-Fi（ワイファイ）

無線でネットワークに接続する技術のこと。無線LANの規格のひとつ。

第 2 次白浜町長期総合計画

発行年月：平成 30 年 4 月 発行：和歌山県 白浜町

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町 1600 番地

TEL：0739(43)5555（代）

FAX：0739(43)5353

URL：<http://www.town.shirahama.wakayama.jp/>

編集：総務課 企画政策係



第2次白浜町
長期総合計画